

平成20年 第3回沼田町議会定例会（1日目）会議録

平成20年 9月11日（木）

午前10時10分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	杉 本 邦 雄	議 員	1 番	津 川 均	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	高 田 勲	議 員
	4 番	大 沼 恒 雄	議 員	5 番	絵 内 勝 己	議 員
	6 番	上 野 敏 夫	議 員	7 番	橋 場 守	議 員
	8 番	中 村 保 夫	議 員	10 番	渡 邊 敏 昭	議 員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	西 田 篤 正 君	監 査 委 員	山 木 一 男 君
教育委員長	植 木 和 美 君	農業委員会	中 山 勝 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	藤 間 武 君	総務課長	金 子 幸 保 君
地域開発課長	神 憲 彦 君	財政課長	辻 山 典 哉 君
農業振興課長	生 沼 篤 司 君	住民生活課長	栗 中 一 弘 君
建設課長	谷 口 勲 君	和風園園長	浅 野 信 行 君
旭寿園園長	吉 田 憲 司 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	松 田 剛 君	次 長	辻 広 治 君
-----	---------	-----	---------

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	金 平 嘉 則 君	書 記	岡 田 敏 行 君
------	-----------	-----	-----------

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
認定第 1 号	平成19年度沼田町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号	平成19年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
議案第57号	沼田町母子健康センター設置条例を廃止する条例について
議案第58号	沼田町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第59号	沼田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第60号	沼田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第61号	沼田町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第62号	沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第63号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第64号	北海道市町村備考資金組合同規約の変更について
	一般質問
議案第65号	平成20年度沼田町一般会計補正予算について
議案第66号	平成20年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第67号	平成20年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について
選挙第 2 号	北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
議案第68号	公平委員会委員の選任について
発議第 1 号	沼田町議会会議規則の一部を改正する規則について
請願第 1 号	農業用生産資材高騰に関する請願について
意見案第5号	農業用生産資材高騰に関する意見書(案)について
意見案第6号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)について
意見案第7号	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)について
意見案第8号	介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見書(案)について
意見案第9号	裁判委員制度の実施延期を求める意見書(案)について

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）おはようございます。皆様ご苦労様です。定例会を開会する前にご出席の説明員、並びに傍聴者の皆様に議長より一言申し上げます。本日議員においては、軽装のまま議案の審議を行いますことを予め申し沿えます。説明員におかれましても、上着を脱いで議会に望んでいただきたいと議長より提案申し上げます。只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、本日をもって招集されました、平成20年第3回沼田町議会定例会を開会致します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元の配布のとおりでございます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番、上野議員、及び7番、橋場議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。絵内委員長。

(議会運営委員会報告 絵内委員長登壇)

○委員長（絵内勝己委員長）おはようございます。私の方より委員長報告をさせていただきます。平成20年第3回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。去る9月4日午後3時から議会運営委員と正副議長出席のもとに議会運営委員会を開催致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。これによりますと、今定例会に提出される案件は、諸般報告1件、行政報告2件、一般質問、町長に対して7人13件、教育長に対して2人2件計15件、更に決算認定2件、条例7件、規約1件、平成20年度補正予算3件、選挙1件、この他議長に提出されました請願、陳情7件のうち、5件を上程すべきものとして取り扱うことで意見の一致をみたところであります。以上付議事件全般について審議しました結果、今定例会の会期は、本日11日木曜日から12日金曜日までの2日間とすることで意見の一致をみております。以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例会

の会期は委員長報告のとおり本日から１２日までの２日間に致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から１２日までの２日間に決しました。

（諸 般 報 告）

○議長（杉本邦雄議長）日程第３、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、月例出納検査結果報告書、健全化判断比率報告書、資金不足比率報告書を提出致しましたのでご覧願います。

（平成１９年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定）

○議長（杉本邦雄議長）日程第４、認定第１号、平成１９年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定についてを議題と致します。本件は例年どおり全議員による決算特別委員会で審査することに致したいので、簡潔に提案の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）認定第１号、平成１９年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について。地方自治法第２３３条第３項の規定により平成１９年度沼田町一般会計等歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成２０年９月１１日提出、町長名でございます。

○議長（杉本邦雄議長）次に監査委員の決算審査報告を求めます。山木代表監査委員。

（山木一男代表監査委員 登壇）

○代表監査委員（山木一男委員）平成１９年度沼田町歳入歳出決算審査意見書。地方自治法第２３３条第２項の規定によって、平成１９年度沼田町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

〔以下、議案意見書を朗読。〕

○議長（杉本邦雄議長）監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。只今議題となっています認定第１号は議員全員による決算特別委員会を設置してその審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思います。更に本特別委員会に地方自治法第９８条第１項の規定による検閲、検査権を付与致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第９８条第１項の規定による検閲、

検査権を付与し、その審査を付託し、時期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

(平成19年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第5、認定第2号、平成19年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題と致します。本件は全議員による決算特別委員会で審査することに致したいので、簡潔に提案の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）認定第2号、平成19年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により平成19年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成20年9月11日提出、町長名でございます。

○議長（杉本邦雄議長）次に監査委員の決算審査報告を求めます。山木代表監査委員。

(山木一男代表監査委員 登壇)

○代表監査委員(山木一男委員)平成19年度沼田町水道事業会計決算審査意見書。地方公営企業法第30条第2項の規定によって、平成19年度沼田町水道事業改易の決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

〔以下、議案意見書を朗読。〕

○議長（杉本邦雄議長）監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。只今議題となっています認定第2号は議員全員による決算特別委員会を設置してその審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思います。更に本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与して、その審査を付託し、時期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

(町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告)

○議長（杉本邦雄議長）日程第6、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

(西田篤正町長 登壇)

○町長(西田篤正町長)平成20年度第3回の定例会を招集申し上げましたところ、ご多用中にも関わらず全議員のご出席を賜りましたことを、まずもって御礼を申し

上げまして、只今から一般行政報告を行いたいという風に思います。

(以下、一般行政報告を朗読)

○議長（杉本邦雄議長）次に教育長。

(松田 剛教育長 登壇)

○教育長（松田 剛教育長）教育行政報告を申し上げます。

(以下、教育行政報告を朗読)

○議長（杉本邦雄議長）以上で行政報告を終わります。ここで休憩と致します。ちよつきり 11 時から再開致します。

10 時 48 分 休憩

11 時 00 分 再開

(一 般 議 案)

○議長（杉本邦雄議長）再会致します。日程第 7、議案第 57 号。沼田町母子健康センター設置条例を廃止する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）議案第 57 号、沼田町母子健康センター設置条例を廃止する条例について。沼田町母子健康センター設置条例を廃止する条例を提出する。平成 20 年 9 月 11 日提出、沼田町長名でございます。条例文でございます。沼田町母子健康センター設置条例を廃止する条例。沼田町母子健康センター設置条例（昭和 39 年条例第 28 号）は廃止する。付則、この条例は公布の日から施行する。ということでございまして、本施設昭和 39 年に 226 万円ほどの道の社会福祉施設設置事業の補助金をいただいております。昭和 50 年以降につきましては、助産部門を休止のままとなっておりまして、その後平成 7 年に助産部門の廃止、それ以降平成 11 年、健康保健に関わります事業につきましてはふれあい総合センターが機能してございまして、当年補助期限でございます耐用年数を経過したことから条例を廃止致しまして、一般財産への所管替えを行うというものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採

決致します。お諮り致します。議案第５７号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第８、議案第５８号。沼田町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）議案第５８号、沼田町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成２０年９月１１日提出、沼田町長名でございます。条例文でございます。

〔以下、議案条例文を朗読〕

○住民生活課長（栗中一弘課長）この条例につきましては、条例中第２条の用語の定義を定めました条文、老人保健法が３月で廃止をされたことによります根拠法令の変更と文言の整理のための改正となっております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第５８号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第９、議案第５９号。沼田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）議案第５９号、沼田町乳幼児医療費の助成に関す

る条例の一部を改正する条例について。沼田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成20年9月11日提出、沼田町長名でございます。条例文でございます。

〔以下、議案条例文を朗読〕

○住民生活課長（栗中一弘課長）この条例につきましては、道の補助要綱が改正をされてございます。6歳から12歳、つまり小学生の入院費及び指定訪問看護費用に係る医療費が道費で助成されることに伴う改正になってございます。主に文言の整理、それから適用範囲を条文として追加するものとなってございますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第59号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第10、議案第60号。沼田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）議案第60号、沼田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成20年9月11日提出、沼田町長名でございます。条例文でございます。

〔以下、議案条例文を朗読〕

○住民生活課長（栗中一弘課長）本条例につきましては、条例の対象者が従来は身体障害者、知的障害者の2者に適用していたものでございますが、新たに精神障害者1級の手帳を所持している方への入院以外の費用について適用を拡大する改正となっております。第2条の文言の修正、第3条につきましては適用条項の変更、

それから第3条第4項では適用範囲の追加及び文言の修正となっております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）あの、差し支えがなければね、精神障害者の1級の程度というか、その辺の情報を教えてくださいませんか。

○住民生活課長（栗中一弘課長）はい。

○議長（杉本邦雄議長）住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）障害の程度につきましては、今ここでご説明できる資料を持ち合わせてございませんので、後ほどご説明をさせていただければと思います。よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第60号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第11、議案第61号。沼田町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第61号、沼田町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成20年9月11日提出、沼田町長名でございます。条文の朗読をさせていただきます。

〔以下、議案条例文を朗読〕

○総務課長（金子幸保課長）提案理由について説明申し上げます。この関係につきましては、地方自治法の改正による文言の整理を図ったものでございます。第1条中、第2条の見出し、第5条第2項中については文言の整理、第3条離職にあっては当月分支給していたものを、就職と同じく日割計算により支給するものでありま

す。就職にあつては日割計算、退職にあつては当月分、丸一月分をですね、今まで支給していたんですけれども、辞めた日の日割計算で支給したいということでございまして、これについては公務に対する社会的な非難、それから各町の動向を見ましたら、そういう支給の条例になってございますので、本町も合わせてそういう改正にしたいということでございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第61号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第12、議案第62号。沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第62号、沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成20年9月11日提出、沼田町長名でございます。条文の朗読をさせていただきます。

〔以下、議案条例文を朗読〕

○総務課長（金子幸保課長）提案理由をご説明申し上げます。これにつきましても、地方自治法の改正により議員報酬等に関する規定を分離したものでございまして、その条文の整理をさせていただいたものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入

ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第62号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第13、議案第63号。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第63号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成20年9月11日提出、沼田町長名でございます。条文の朗読をさせていただきます。

[以下、議案条例文を朗読]

○総務課長（金子幸保課長）提案理由を説明させていただきます。先に議決いただきました議案第61号、沼田町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてと同じく、特別職の給料についても同じ考えで日割計算とするものでございます。また、第6条、第7条の削除については第8条で一般職の職員の例によるとしておりますので、今回削除させていただくものでございます。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第63号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第14、議案第64号。北海道市町村備荒資金組合規約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第64号、北海道市町村備荒資金組合規約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により北海道市町村備荒資金組合規約を次のとおり変更する。平成20年9月11日提出、町長名でございます。この案件につきましては、北海道市町村備荒資金組合から組合規約の一部変更について協議がございましたので、議決を求めるものでございます。北海道市町村備荒資金組合規約の一部を改正する規約。北海道市町村備荒資金組合規約（昭和31年規約第1号）の一部を次のように改正する。改正条文の朗読は省略をさせていただきます。規約変更の内容についてご説明を申し上げます。

規約第16条の2、これを追加を致しまして、財政再生団体となることを回避するため緊急避難的な措置として、普通納付金の返還の特例制度を創設したものでございます。組合規約変更の理由でございますけれども、新聞報道にもあったところでございますが、2月に赤平市が健全化法に基づく財政再生団体になることを回避し、自主健全化を図るため、組合側に要請があったところでございます。道内においては財政基盤が脆弱で厳しい財政運営を余儀なくされている市町村も数多く、将来景気動向等によっては財政危機に直面し、円滑な行財政運営に支障を来すこともリスク要因として想定されていることから、赤平市からの要請は道内市町村全体に関わる問題であると考えられているところでございます。この為、新たに規約第16条の2を加え、財政再生団体となることを回避するための緊急避難的な措置として、当該組合市町村の自助努力を補完するため、普通納付金の返還の特例制度を創設しようとするものでございます。以上提案の理由を説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場議員。

○7番（橋場 守議員）ここに、16条に見出しとして（返還をする）と、16条の次に次の1条を加えるというけれども、同じ16条の2となっているんですね、これは項ではないんですか、条なんですか。

○議長（杉本邦雄議長）財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）題名をですね、もともとは支消というかたちの文言でございまして、あくまでも備荒資金の制度というのは災害のための財源手当をするために積み立てているものということで、支消という言葉を使っておった訳ですが、ここでは16条の2が出来ましたんで、16条に返還等ということで、いわゆる通常の災害の括りと返還の括りを一緒にしたという状況になっていようかと思います。それで

16条につきましては、ちょっと条文が手元に無くて申し訳ないんですが、従来の支消の関係、いわゆる災害による支消・・・。

○7番（橋場 守議員）いやいや、そういうことを言っているのではなくて、ちょっといいですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）あんね、例えば16条と言ったら1項は1を書かないでこう条文があるでしょ。そして、次に2項目は2と書いてこう書くはずだから、ここでは条文が16条の次に1条を加えるということにならないで、項ではないのかい。

○財政課長（辻山典哉課長）これは条例を作るときの手法というのものもある訳ですけども、いわゆる16条の2という、2項にしないで、16条の2の単項条例、単項を1本起こしたということになります。ですから、16条の項としての扱いじゃなくして、条の扱いをここへ持ってきたと。この返還という部分だけの括りを一つ単項的に設けたということになります。まあ緊急避難的な措置としてこれを設けたということから16条の次に新たにこの16条の2というものを加えたと、付け加えたという条例の作り方になっております。

○7番（橋場 守議員）まあ、いいわ。

○議長（杉本邦雄議長）良いですか。はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）あの、今あの課長の方から説明があつてね、備荒資金の基本的な考え方というのは今課長が言われたとおりだと思うんですね。それであの、財政の再建のためにね、お金を引っ張っちゃったよと、だけど災害が起きたよといったときにね、この備荒資金組合としては基本的には町が積み上げたお金が備荒資金だと僕はちょっと理解していたんですね。それが無くなっちゃったら、引っ張っちゃったよと、お金を借りたよ、災害が起きたよ、でも例えば沼田町の備荒資金としては空っぽですよとしたときにね、そういう風になった時の対処ってのはどうなるんですかね。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）あくまでも、当該団体が積み立てを行った普通納付金の額を限度としての返還をするということになります。返還をした後については、5年間でしたかね、を目処に翌年度から毎年予算計上をしてここに積み立てをしていかなければならないという、こういう仕組みになっております。今おっしゃられたとおり全部支消かけて返還して災害が起きた時にどうなるかと言いますと、元々非常に厳しい財政団体であるから取り崩しを、返還をするという状況のなかでは他の財源、何らかの手当を必要とするんだらうという風に思います。備荒資金としては直接自分が積んだ普通納付金を使うことが出来ませんで、他の備荒資金制度の融資の中から、いわゆる貸付を受けるなりの手当をしなきゃならない、そんな風に思

っております。

○議長（杉本邦雄議長）他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第64号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。ここで、休憩と致します。なお午後の開会は1時と致します。なお、議長の方から報告がありますので、全員協議会をこの後5分後に開きます。

11時29分 休憩

13時00分 再開

○議長（杉本邦雄議長）再会致します。日程第7、一般質問を行います。初めに町長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。3番、高田議員、「総合的防災訓練について」を質問して下さい。

○3番（高田 勲議員）はい。3番、高田勲でございます。私からは町の防災訓練と言いましょ、防災体制につきまして、西田町長に数点質問をしたいという風に思います。今朝も9時15分頃、十勝沖でございましたがマグニチュード7.0という地震が発生して、太平洋沿岸には津波警報が出ていたようでございますが、町長の行政報告にもございましたとおり、住民が安心して生活するためには地域防災体制の確立は非常に重要なものであるという風に考えます。本年沼田消防団が発足100年を迎えました。残念でありましたが7月8日の未明に2名の死者を出す火災が発生致しました。犠牲となられた方のご冥福を心よりお祈りするところであります。また、このような辛く悲しい災害を乗り越えて、住民の防火啓蒙をはじめ、趣旨の訓練に励まれ地域防災力の強化に日夜努められている消防の団員職員の皆様には改めて敬意を表するところであります。

さて、自然災害に目を向けてみますと、全国的にみても大雨或いは地震等の災害が近年多発しているように思います。特に平成7年の阪神淡路大震災では都市型地震の恐ろしさ、また平成6年の新潟県中越地震或いは記憶に新しいところでは本年

6月の岩手宮城内陸地震、同様ですが山村部の地震の恐ろしさをそれぞれマスメディアを通してであります、改めて自然災害の恐ろしさというものを痛感したところであります。我が町沼田町は、比較的 natural 災害が少ない町であると思いますが、それでも災害記録を紐解いて見ますと、昭和61年11月、震度4を記録した北空知と言いましょ、沼田町に局地的な直下型地震、それから開拓以来の大雨ということで、昭和63年8月の降り始めからの雨量が425mmを記録した大雨による被害、或いは平成16年9月、最大瞬間風速55.3mという台風18号による被害等がございます。いつ何時起こるか分からないのが自然災害であります。しかしながら自然災害が少ない少ないとは言っても、沼田町もこの22年間の間にそれぞれ地震やら大雨やら強風やらの被害を受けている訳でございます。町では地域防災計画を策定し災害に対する体制、住民への避難場所等を設定しておりますが、あまり住民にも知られていないような気がします。町のホームページ上では詳しく載ってますが、高齢者が非常に多い町の実情に合わせ、違う方法での告知がもっと必要なのかなという風に思います。1点目はこの点についてご質問したいと思います。

また、9月1日は防災の日です。この時期に合わせて消防団でも以前より団の行事として出動訓練が実施されております。時期を同じくして防災訓練と申しましょ、避難訓練等を行ってはいかがかと考えます。高齢化率の高い町だからこそ、一時避難場所や避難所への避難訓練や、一時避難場所と避難所の違い、或いは使い方、使い分け方の周知をきちっと住民にしてもらうこと、また非常持ち出し用袋というものがあるんですが、こういうものの用意、或いは斡旋、或いは必要な年に一度のメンテナンス、各戸に付いている防災無線の年に一度の電池の交換、或いはちゃんと接続されているのか、コンセントに入っているのかというような、出来るんでしたら各戸査察、家具の転倒防止等の啓蒙、このような活動を通して防災意識の高揚を図ることが非常にいざという時の住民の犠牲者を減らすための最善の方法と考えます。以上、地域防災計画への住民への周知の方法、避難訓練の実施、啓蒙活動と防災意識の高揚について町長、西田町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご指摘のようにですね、あの私どもの町も決して災害が無いということではなくて、様々な風水害の地震を含めた災害がある訳でありますけれども、そうしたものを踏まえてですね、今ご指摘のように地域防災計画を策定した訳でありまして、必ずしもその地域防災計画が実効性に移されているかというのと、従来はそういうことがあまり移されてなかったという傾向があつてですね、実は18年度からそれじゃいかんということで、様々な取り組みをさせていただいているところではありますが、18年度には洪水のハザードマップを全戸に配布したり、19年度では防災の備蓄庫を役場の前に設置をしたりですね、或いはあの避難場所の

表示を去年、今年にかけてそれぞれの避難場所について設置をしたりということで、序々にではありますけれども、防災計画に則った防災体制を今やっているところでもありますけれども、高田議員のお話のとおり、やっぱり地域をあげてそういう自然災害、或いは火災に対する訓練というのは大事なことだという風に思っております。まあ今序々に火災の訓練につきましては職場或いは施設等のそういうものを通じながらですね、学校なんかもそうでありますけれども、全体的に盛り上がりが出てきているのかなという風に思っておりますけれども、自然災害の場合のそういう訓練というのはなかなかやっぱり取り組むのが難しい状況かなと今まで思っておりました。しかしながら、ご指摘のようにそういうことをきちっとやっておかなければいざという時に備えが無いということになりますので、すぐあのお答えをするという訳にはいきませんので、これはあの消防とも十分連携とりながら、あるいは沼田の場合は警察署もありますんで、地元にありますそういう関連する機関、団体とも連絡調整を図りながらですね、早い時期に沼田の町のなかで全町民を対象にしたのが出来る様なことを検討させていただきたいなという風に思います。まあしかしながら、今言ったように一気にそういう全町的なものがなかなか難しいという面がありますので、例えば行政区、或いは自治振興協議会と協同しながらですね、ある一定の区域をモデルにしてそういう訓練をしながら、回数を重ねて全町的に広げていくという、まあそういうような方法を是非やっぱり取り上げていかんきゃならんかなという風に思っておりますので、まあそうしたものを通じながらやっぱり全町的な防災訓練に繋げて行きたい、そんな風に思っております。

防災意識の高揚については、町報等を利用してかなり最近では広報活動もやっておりますけれども、まだまだ十分でないという風に思いますので、そうした面も考えてですね、十分あの対応させていただきたいなと思います。前々から私も、指示をしていると言いますか、言っておりますのは町報おしらせ版ももちろんそうですけれども広報誌があるんですけども、それに消防は消防でまた別にこう出すという傾向がありましてですね、受ける側の住民の皆さんにすると色んなものがたくさん入ってきて、見るということにもならんのではないかという話を今しているんですけども、なかなかやっぱり職員のところまで徹底出来なくて、今そういう状況にありますけれども、出来るだけ紙面を統合してですね、町民の皆さんがこれを見れば沼田のことが全体分かるというようなものに是非仕上げて行きたいという風に思っておりますんで、そうしたなかでも防災の広報活動、常に毎月出るものでありますから、その中でやっぱり取り上げて言ってその中でやっぱり取り上げていって、そういうものを周知していくということも大事だという風に思いますので、今後あの更に検討させていただきたいという風に思います。

○3番（高田 勲議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田 勲議員）はい。前向きなお答えを頂ました。沼田で一番多く発生している自然災害はなんだろうと考えてみたときにですね、雪だと僕は思うんですね。雪なんだろうと思いますけれども、例えば気象業務法というのがありまして、注意報とか警報の発令基準があるんですけれども、これらの数値を見てみても、大雪が多分頻繁にとはいいませんが、一冬に1回や2回は発生しているんだろうという風に思います。だけど住民は差ほど慌てることなく生活されている訳です。なぜかという慣れているんですね、雪に。ある意味訓練されているんだな、住民が自然に訓練している、されているんだという風に私は解釈してます。自宅に数十万円もする除雪機を備えていて、個々の家が大雪に対する体制が十分取れているんです。だから訓練がいかに大事かということだという風に思います。

あと、避難訓練の話なんですけれども、沼田の災害発生記録によりますと、100戸以上の住宅とかの被害があったというのはですね、63年の水害とその前昭和30年にも2度ほど水害があるんですけれどもその時なんです。この30年の水害の時には2度に渡って4名の死者を出しているんですね。それとやっぱり、昔と今のその両側に緊急排水路も出来ましたし、道路の状態やら住宅の状態やらが全然違うんで、比較にはならないと思うんですけども、30年から63年だったら33年ですから、63年水害からもう20年経ってますから、あと13年で水害が来るかもしれないかななんて思っているんですけども、年に1回訓練しても13回しか訓練出来ないのかななんてこの間も思ってたんですけども、町長さんが言われたように、どっかのモデル地区でもそうですし、例えばあの、やっぱり災害の後一番困るのは高齢者の方だと思うんです。月に1回健福に集まって色んな催し物もやっている時ですから、そういう方にでも協力をいただいて、是非このことについては実現させていただきたいなという風に思います。以上、1回目で非常に前向きなご答弁をいただきましたので、ご答弁は結構でございます。以上を持ちまして私の質問を終わります。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次に8番、中村議員。「町勢振興について」を質問して下さい。

○8番（中村保夫議員）8番、中村でございます。町勢振興という言葉と使わさせていただきます。特に人口問題についてお話をさせていただきたいという風に思っております。あの沼田町の人口が4千名を割り込んでしまいました。もう大分経ちます。我が町再生プランというのを何年前かに作ったんですけども、それとの振り返りを、まあこれは調べれば実は分かるんですけども、町長の口から教えていただきたいという風に思っております。またあの沼田町に住んでいて他の市町に職場を得ている人と、他の市町に住んでいて沼田で勤務している人の、まあ人数の差で

すね、そういったものも教えていただきたい。また、そういった人がですね、沼田で住みたいんだと、冬通うのも大変だし住みたいんだと、言った場合にいわゆる公営住宅でどれくらいそれを飲み込めるスペースがあるんだということも教えていただきたいという風に思っております。と申しますのはですね、まあパッケージシステムですとか正和さんですとか、誘致企業が本当にあの健闘しておりまして、来年度23人の新規雇用を考えているというような話も実は聞かされておりますけれども、そういった人たちが実際にじゃあ、沼田に勤務になったんだけれども、住むところがあるんだろうかと、まあ家を買ってもらったり建ててもらったりすりゃそれは良いんですけれども、転勤族でもあったり色んなことがありまして、なかなかその家を建ててまでというところが無い、となるとどっかで入れ物が必要だと、そういったものが沼田にあるんだろうかというようなことで、その体制について質問をさせていただきたいという風に思っております。

私のちょっと調べたところによりますと、なかなかその例えば23名の方々、或いは今あのなぜ町外に住んで沼田に通っているのかと、いうことを何人かの人に聞きますとですね、だって住むところがないんだもん、というかたちで町外から通っておられる。或いはもちろんその、じいちゃん、ばあちゃんたちが深川で住んでいるからそこから通ってきているのという人も当然おられましようけれども、それは沼田だと条件は同じで、沼田から深川或いは沼田から旭川に通っている人もいっぱいおられると思いますけれども、とすればそのバランスをプラマイゼロぐらいまで持っていったときに、沼田に住む家はあるのかねというようなことで、質問をさせていただきたいという風に思っております。まああの、私の勝手な推論によればそういった人たちがプラマイゼロになり、或いはそういった新規雇用の人たちが全部沼田に住んでくれるとすれば、沼田の人口4千人を復活できるんじゃないか、そんな幻想も抱いております、その点に対する町長の見解も伺いたいという風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）町長。

○町長（西田篤正町長）まずあの数字的なものから説明させていただきたいと思いますが、再生プランでそれぞれ掲げていた数字が今年の4月30日現在でどういう状況かと言いますと、我が町再生プランでは3,966人を想定しておりまして、実際に今現在沼田に人口4月30日現在では3,874人、まあ乖離している人口がマイナス92ということですので、かなり大きな数字として出てきているのかな、そんな風に思っております。まああの92という、言い訳をする訳ではありませんけれども、ひとつのデータがありますので、まあそれも紹介しておきたいと思いますが、ちょうどあの17年、この再生プランが始まりましたとき以降ですね、沼田のその従来の死亡するお年寄りの皆さん方というのは40、50、60内とい

うことで、多くても60人だったんですが、この18年、19年になってきますと、73、76と一気にこう、平均でいきますと50数何人ですから、平均でいきますと20人くらいこの2年間多くなっている、これはあの沼田の人口が高齢化比率が非常に高いということですから、これは益々上がってくるだろうという風に思います。それに加えて出生率がですね、出生する、新しく生まれる子供の数が非常にあの、従来は40人、30人というところもあったんですけども、この17年以降はですね、26、22、22という風にこの出生率自体も落ち込んできている、その差が結構大きいなとそんな風な感じであります。まあ社会的要件としては自然的要件としてはこういうものがあるということも、ご承知をいただきたいという風に思いますが、質問の内容にありますように、その乖離しているのは92ということでご理解いただきたいという風に思います。

それから通勤の状況でありますけれども、17年度の国勢調査が一番手元にある資料としては最新の情報でありますので、この数字を申し上げますけれども、他の町村から沼田に仕事を求めて来ている方が311人、沼田から他の市町村に仕事に出かけている方が266人ということで、まあ差額が45ありますんで、沼田に通勤されている方が45人多いのかな、まあそんな風に思っております。それであの、住宅の状況でありますけれども、現在道営住宅をひっくるめてですね、管理している戸数が342あるんですけども、その内の入居の戸数が318、空き家が24ということで、まあパーセンテージにすると93%くらいの入居率という風になっておりますが、まああの40年代に建設された住宅、これらはやっぱり敬遠されておましてですね、非常にやっぱり84%くらいということですから、入居率が非常に低い。それから緑町の団地が5戸くらいありますから、これも入居率が若干低いのかな、そんな風に思っております。特に特徴的なのは道営住宅が平成7年、8年に建ったものでありますけれども、53戸があつてこれは常に満室の状態です。それからスコーレビレッジをはじめ、その単身者住宅もこれですと74ありますけれども、一部世帯もありますけれども、74ありますけれども、これも100%埋まっているということで、やはりあの従来の、こういうことを言うとあまり語弊がありますけれども、従来の住宅の建設場所の選定がちょっと間違いがあつたのかなという風に思っております。と言いますのはやっぱり当時は人口が多かったから建てる場所が無くて色々な場所を選択したんだらうと思うんですけども、今日的になってきますとかなりの空き地が出てきておりますから、そういう状況からいくと、もうちょっと利便地のところに或いは自衛隊の官舎もそうですけれども、利便地のところに建てておくことによって入居率が上がるのかな、まあそんな風な今反省をさせていただいているところでもあります。まああのお話のようにですね、民間のあのハイムドルチェをはじめ、その2軒あるんですけども、

単身者住宅もこれもあの2戸空いておりますけども、ほぼ満室の状況に行っている、まあそんなような状況にありますので、住宅としては非常にやっぱりあの古いところは空いているけれどもそこはもう入りたくない、まあそういう傾向だろうと思いますんで、今後その町としてはですね、そういうような状況をどういう風に解消していくかということをやっぱり考えていかんきゃならんかな、まあただ頭におかんきゃならないのは、受け取らなきゃそれで済むことですけれども、例えば高等学校が今来年、再来年で廃校になりますね、そうすると教員住宅がかなりの数がある余ってくるんです。余ってくると言いますか町に引き取ってくれと恐らく来るだろうと思うんですが、その時に今あの教育委員会の方で施設のあり方を検討していただいておりますから、それと併せてですね、その住宅をどう転用するか、そういう状況を踏まえながら、例えば単身者住宅がまだ不足しているとすれば、その建設もしなければなりませんし、或いは利便の例えば南町ですとか、空き地を利用したの公営住宅、市街のど真ん中にそれが必要だということであれば、そういう対策してかんきゃならんかなという風に思います。まあいずれにしても今ハスコムという民間の会社がですね、駅前に10戸今建設中でありましてけれども、まあそれもありの入居の申込みが出て来るのかなという風に思っておりますし、一番最近のあれでは単身者住宅も1戸の空き家に対して、7件から8件の申込みがあったということでもありますので、まだまだその単身者住宅の需要が非常に多いという風にも考えておりますので、その辺も総体的にまた検討させていただきたいなという風に思います。これは後ほど議会とも相談しなきゃなりませんけれども、以外と人気が無いのは高齢者住宅なんですね、旭町の。あそこはお年寄りのために雪だとかそういうものを考えたら非常にあの安全性もありますし、最適だろうと私どもは考えているんですけれども、入る側としては以外とやっぱり好まないという結果が出ております。ここはずっと空き家が2軒から3軒出ていますので、そうしたそのお年寄り専用の住宅ということ自体もまた考えんきゃなりませんし、空いたところをどういう名目で変更出来るか分かりませんが、一般の公営住宅或いは母子家庭の皆さん方も雪には相当困っているでしょうから、そういうところに転用していくことが出来ないかちょっと全体を考えさせていただきたいという風に思います。

いずれにしても、沼田に住みたいという人が住宅が無いばかりに住めないんだということ、これはやっぱり避けんきゃなりませんので、なんとしてもやっぱりそういうことをもう少しデータ的に洗い直ししましてですね、何が原因なのか、まあそういうようなことを是非検討させていただきたいという風に思います。従来からあの一部の企業の方のお話を聞きますと、たまたま沼田に就職があつて沼田に住みたい、申し込んだところが住宅が空いていないということで深川なり秩父別の住宅に行ったというケースがかなりあるというお話を聞かされてですね、まあ

その入居を許可するときのタイミングもやっぱり考えていかんきゃならんだろう。そんなことも総体的に考えましてですね、なんとしてもやっぱり沼田に住んでいただくような方策を考えて行きたいという風に思っておりますので、宜しくお願い申し上げます。

○８番（中村保夫議員）議長。

○議長（杉本邦雄議長）はい、中村議員。

○８番（中村保夫議員）あの、大変詳しくそして、まあある意味前向きに考えてくれるのかなという風に解釈をさせていただきます。あのこう数字で説明をされたとおりですね、例えば身近な例で言いますと、１７年の国調ですけれどもね、沼田から深川に勤務に通勤されている方が１４０名、深川から沼田に勤務に来られている方、これは教員も入ってるんですけれども１６７名、まあ２７名がまあバランスが崩れている。或いは沼田とチップの例を考えますと、２４名がバランスが崩れている。すなわちその５１名が、この２町に関してだけでも５１名が別の町に住んでいるということなんですよ。それをバランスをプラマイゼロまでに持っていくためにはこれの半分ですから２５人、２５人の家族を沼田に住まわせる。その為にはやっぱり入れ物が必要だと。でねあの、一度例えば沼田でも、チップでも、深川市でもそうなんですけれども、一度そこに住んでしまうと、そこで子供が生まれて学校に通う、一度学校に通っちゃうとそれを引き払ってまで、じゃあ沼田の方が通勤しなくていいから沼田に移住しようかということになかなかならないですよ。結局その最初に住んだところでずっと暮らして行くというのが通常になってしまうんで、そういったことから考えるとですね、まあある程度空き部屋があってもしょうがないけれども公住は用意してあげるべきだ。まあ公住というのは色々入居制限とかあるものですから、先程町長が言われましたようにその民間の住宅っていうものにも目を向けながらね、ある程度のこう容積を用意してやらないと、恐らく今回のパッケージシステムの新規採用の方々は沼田に住まないと思います。結局深川から通って、深川に市民税を払って深川で買い物をして、子供も深川に行くという仕掛けになるんです。で、この会社がですね、例えば社宅でも建ててくれればこの住むんでしょうけれども、なかなかそういうことにもならんだろう、とすればやはり新規採用になる方々の入れ物くらいは作っておくべきではないかなという風に思っております。これはあの民間に建てさせても良いですし、入居条件があるとすれば民間の方が良いのかな、あのコストは多少高くなりますけれども、そっちでもとにかく容積だけは確保した方が良く思っております。沼田町はあの、ふるさと定住政策ですとか、持ち家に対するそういった補助、或いは子育て支援なんかで本当にあの他の町に誇れるんじゃないかというような政策を組んでおりまして、一度住めばこの町って良いよねと言ってくれると思います。わざわざ深川或いは秩父別から通っ

てもらふ必要は無いんで、是非ともですね、そういったものに目を向けて、次の国調までに4千人を復活したいという様な想いを致しております。あの、その辺についてまあ、4千人という数字については町長答弁下さらなかったんですけれども、4千人復活ということが荒唐無稽な話であるかどうかだけ答えていただきたいと思います。

○町長（西田篤正町長）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）まああの、前々から色んなところでお話をさせていただいておりますけども、沼田の自衛隊もですね、非常にあの沼田に住んでいる定住人口は低い訳ですから、まあ私あのそれぞれの関わりある部署に申し上げているのは、やはりあのそういう人たちとやっぱり接してですね、沼田の良さを知ってもらう。或いは沼田の人と人との繋がりが出来ることによって、そういう方たちが沼田に住んでみようかなとそんな風になってくれるんだというお話を今職員にさせていただいております。ですから、従来は沼田の自衛隊も恐らく広報誌は行ってなかったんだろーと思いますけれども、今は隊員全員の分を今は毎月配っています。沼田の情報が出来るだけ分かるようにということでやっておりますから、そうした小さなことでありますけれども、積み重ねをしながら出来るだけ、当然に住んでいただけるという人が町外から通っているケースもありますんで、まずその辺を整理をさせていただいて、努力をさせていただきます。勿論あの、4千人目標に頑張るというのは、これはもう私ども使命でありますから、頑張っていきたいという風に思いますんで、そうした面で色んなお知恵をまた拝借をさせていただきたいという風に思います。ただ住宅のその建設についてはですね、先ほども申し上げましたように、今の高等学校をはじめ色んな町内の状況をもう一度洗い直しをさせていただきまして、どういう部分の住宅が必要なのか、どういう対策を打てばそういう人たちが沼田に住んでいただけるのか、まああの役場の中でも十分論議をさせていただきましてですね、明年以降のまた政策的な予算のなかで検討させていただきたいと思いますので、宜しくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、良いですか、中村議員。

○8番（中村保夫議員）はい、良いです。

○議長（杉本邦雄議長）はい、それでは7番、橋場議員、「農業問題」について質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）町長の一般行政報告の中に書いてあるのはこれは、何気なく書いたんだろうと思うんですけどね、あの食料自給率の低い我が国としては食料安定確保にも関わる重大な問題と考えているというのはね、これだと文章から言うと、日本の国はその自給率が低いのが仕方ないんだという風にとられてしまうんで、

きっとそういう風には思っていないんだろうと思うんですけどね、そこであの、この間そういうことで調べてみたんですけどね、日本は1967年、昭和42年ちょうど私が初当選した時なんです。この時からですね、国内消費量を米の生産量が上回ったっていうんですね、1967年以降1,400万トンの米の収穫があって、その時の国内消費量というのは1,200万トンだったと、200万トン程ね、収穫量の方が消費量より上回ったという大変良いことなんです。そして1969年になってちょうど10月にですね、過剰米が560万トン日本国内に出来るという状況があってですね、国が始めてその年に150万トンの生産調整を政策として打ち出したっていうんですね。で、そんなに早く減反があったかなと今頭を傾げているんですけどね、そういう風になって。1960年に安保条約を結んでいる。その2条の中に日本とアメリカは国際経済問題についてお互いに違いがあったらそれを調整しようと、それと日米の間の経済問題を常に協力しあうという項目があるんですよ。それによってですね、毎年アメリカと日本でのそういうことを協議する機関が出来ているんですね。前々の話は別としましてね、1969年の7月にですね、そういうことの協議として日米貿易経済合同委員会というのが開催されるんです。で、その前にですね、アメリカの大企業の人たちがその会議に出てくるアメリカの長官に、まあスタンダードという名前なんだんですけども、この人に注文を付けているんですよ、日本に対する批判と要望という文章を渡しましたんですけども、その中にこんなことが書いてあるんですよ。「米の食糧制度はアメリカ産小麦の輸出の脅威である」と、日本の米の食糧制度っていうのはね、アメリカの小麦を輸出するための脅威であると。で、「アメリカは穀物を直接日本の商社や小麦、米などの加工業者に売ることが出来ない」と食糧制度がありましてね、「全ての穀物輸入は食糧庁を通じて行われ、アメリカ競争上不利になっている」ということが書かれて、それを以って日米の協議に臨んできているんですね。で、それでその当時の佐藤内閣は、残存輸入制限の撤廃をこの中で約束しているというんです。みたいです。それはもう、結局食糧法を無くせということを強く要求したんですね。そういう状況を取っ払うということを約束している。この要求にですね、応えていく訳ですけども、これまでこう見てみたらね、とにかく何回も何回も名前が変わってそういう協議が変わってきているんですね。1983年には日米諮問会議というものがありまして、このところにここ書いてあるやつですね、1980年9月にですね、「日本のような耕地の狭い国では、米を含む穀物生産や肉牛の飼育は止めて、アメリカに依存し、日本農業は草花や野菜を作り、アメリカ産飼料を使った養豚、養鶏をやれば良い」ということをね、協同で宣言しているんですよ、そういう文章を作っているんです。それは国民の中にはなかなか知らされていないんですね、ですから私たちは今の日本の米の状態を見るのはね、そういう歴史もしっかりと掴まえてね、闘わな

いとならないんじゃないかなと思ひまして、それでこういう風にね、食料自給率の低い我が国としてはと、低くされているんだっていうね、そういう捉まえ方がないと町民大会、農村農業のね、危機突破大会をやっても、そこで決議されたのを見ましたら色々要求は並べてあるけれども、誰にこれを要求するのかって相手が書かかってなかったんですよ。私はね、これじゃちょっと本物のね、闘いなのかなと疑問を持ちました。ですからこの、自給率の低い我が国というのはね、低くされているというのと、低いんだという条件がそうなんだということとはね、大分違う意味合いを持ってくるんじゃないかなということで、ここに書かせてもらった訳であります。それがまあ、そういう認識になって戦わなければならないんじゃないかなと思うんですけども町長の見解をお知らせしていただきたい。付け加えて言いますとね、1985年市場分野別協議とか89年は日米構造問題協議、日米規制緩和協議というのは97年に出来ているんですよ。日米規制緩和協議って言ったら、今規制緩和で日本人がめちゃくちゃになっているんでね、これ小泉さんだけの考えじゃなくて、アメリカの要求をのんで、押されて日本の国内でそういう政策をやられているっていうことなんですよ。2001年の日米経済協議という中では、これは経済上の諸懸案を協議すると言って設置されたんだそうです。で、枠組みとして財政、金融規制緩和、電気、通信、情報技術って、それから投資の問題、貿易の問題、この4分野でまず官民の会議がある。それから次官級協議、で首脳会談といってね、順々に送ってって、そこで合意されたことが両国の政府に届けられるんですね。日本は軍事基地をこんだけアメリカに提供していますからね、従属的な立場にあるんですね。そうするとそこで決まったやつみんな、小泉は率先してやった訳なんですけれども、こういう状況が日本の米の状況を作っているんだという、そういう認識が本当に大事なんじゃないかなという風に私は思っているんですが、町長はいかがでしょう。

それからですね、さっきもちょっと言いましたけれども、北いぶき農協組合長がね、あの大会でね、沼田でやったね、他の町にも伝播すればいいんだということを発言したんですよ。これじゃちょっと残念だったんですね。やっぱり沼田でやってくれたんだから、本部である私の町、秩父別で必ず行政に言ってやりますという、そういうことがなぜ出てこなかったのかっていうことが、私はあの時本当に組合長の話を聞いて残念に思ったんですね。これじゃ町長が一生懸命ね、農民団体に呼びかけてもなかなかのって来ないって言われるのはこれは無理も無い話なのかなと思ひましたけどね。やっぱりそういう必要が大事じゃないかと思うんですけど、町長はどういう風に考えられましたでしょうかね。

で、まあその中でですね、農民協の、ここ後ろに来られておりますけどね、報告がありました。で、その中で国の方も大分姿勢をやらなきゃならんという方向にな

ってきているというようなことを言われてましたけれどもね、これはあれなんです
ね、漁業団体がストライキまでやってね、集会をすると。それから農業の人たちも
相当各地で集会をもって頑張っています。で、農水大臣が消費者がやかましいと言
ったけど、国民がうんとやかましくなったんでね、初めて国が譲歩してきたという
ことだと思っんですよ。そこをね、取り違えると、向こうがやったんでなくて我々
がそれを押して行ったんだという立場でね、やっぱり農民の人たちは闘っていかな
きゃならないんでないかなという風に私はそう思っているんですがいかがでしょ
うか。でまあ、ある階級闘争というのは、私語になった階級闘争というのはね、資本
主義の世の中では資本家階級と労働者階級が基本的な勢力なんですけども、農家
の人たちがこんだけやられたらね、アメリカとね日本の大企業との闘いなんです
よ。自分たちの貿易を有利にするために農民を犠牲にしているというね、この観
点をしっかり取って闘っていかなければ駄目じゃないかなと思っんですけど、町
長の見解をお伺いします。

○町長（西田篤正町長）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。.

○町長（西田篤正町長）国に繋がるような大きな話でありますからあれですけれど
も、まああのここに書かれているようにあの、自給率の問題を書かれてありますけ
れども、これは私どもとしては現況こういう風に押さえているという意味の表現で
ありまして、決してそれを容認しているとか、そういうものではありませんので、
ご理解していただきたいと思っます。まああのおっしゃられるようにやっぱりあの、
私どもの日本の農政というのはやっぱり私も前々から色んな時に答弁させていただ
いているように、ちょっと方向性が間違っているのかな、要するに農家が自立出来
ないということは、やっぱりこれまでの農業政策が間違っていたということを反省
しながらですね、本来的に日本の農業のあり方とはどうだということを国自体がも
う少し検証する必要があるだろう、まあその為には今橋場議員さんがおっしゃるよ
うに、私どもも声を上げなきゃなりませんし、農家の皆さん方も声を大きく実情を
訴える、こんなことが必要なのかなという風に思っております。まああの、自給
率だけを言いますとですね、データを拝見しますと、日本の食料の自給率というの
は1961年では78%あった。それが2003年には40%までに落ち込んだ、ま
あこんなような状況。一番低かったイギリスが42%から同じ年代で70%まで引
き上がっているというのはこれはやっぱり、それぞれヨーロッパでは保護政策をや
っているんですね、農業に対する。で、日本の場合は保護政策自体が認められな
いんだという国の説明だったんですけども、ところがアメリカもヨーロッパも全部
そういうシステムでやっている。だから日本のなんて言いますか、交渉団の言ってい
ることと政府が言っていることが非常に当時の、今考えますとね、随分間違っ

とを説明したのかなという風に思っていますけども、まあそうしたこともやっぱり、一つひとつ検証をしながら声を出していかなきゃなんかないという風に思います。まあ先般の農業、農村を守る町民の大会というのは全国的にみてもこれだけ小さな規模での大会というのは、まあ無いというような話を聞かされておりますけれども、まあそれはそれなりにやっぱり良い成果を収めたのかなと思ってますし、どこへ行ったか分からない、どこへ要望するのか分からないというご指摘もありましたけれども、まあ当然支庁、道、それから農林水産省、それから併せて道内選出の国会議員の先生方全ての議員の皆さん方の住所にお伺いさせていただきました。あの橋場さんの所属する場所の議員さんにもお話をして来ようと思いましたが、お客さんでお会いできませんでしたが、そうした地域の小さな町が農業の問題について、そういう意識になっているということを知っていただいたということも大事な事ですし、そういう事に対して沼田の小さな町で色んな団体の団体長が挙って協力し合ってそういう要請、物を見直して欲しいという要請をしたということも大きな成果だろうという風に思っておりますので、まあ今後とも私どもは何回も言うように基幹産業は農業でありますから、この農業を守るためにですね、商工業の皆さんも含めた全町的なやっぱり意識の中で色んな行動をさせていただきたいという風に思います。今申し上げましたように、勿論あのまだまだ農業が自立出来るというような環境ではありませんので、そうした思いで町村会等でもそうした懇談会がありますので、そういう論議をしながら進めさせていただきたいという風に思いますので、宜しくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）あの、今国に繋がる大きな問題でと言ったけど、沼田独自で各町の独自でもって農業を再生をしていける力が無いですよ、ですからこの町も、それこそ田舎の隅々からね、やはり日本の農業をこうやって守れと国に要求しなかったらね、ならないんじゃないかと思うんですね。そういう意味で町長が自給率のことを言ったけど1961年にはイギリスでは言われたように42%の自給率だったと。それが2003年には70%まで引き上げているんですよ。で、日本は1961年には79%自給率だった。それが今39%。で、WTOで生産に繋がるような、生産を上げるような、国が助成をしてはならないという取り組みがあったんで、出来ないんだというのが日本の国が盛んに言っていたんだけど、町長言っているようにアメリカも全部そういう保護政策を取っていたんですよ。で、イギリス、ヨーロッパ共同体に加盟してイギリスはね、手厚い価格保障を実施していた、それがあの自給率を高めていった訳ですから、やっぱり国に対して価格保障、所得保障というのをね、きっちり要求して行かなかったら、沼田の、日本の農業がね、駄目になるということね、沼田の農業が駄目になる訳ですから、そういう立

場でやはり一環してね、町村会やなんかでも論戦を張っていただきたいなと、こういう風に思います。なにしろアメリカね、戦後一環ね、余剰農産物の押し付けをしてきました。1960年代には麦、大豆、飼料穀物などが輸入すれと言って押されてきたんですね。で、70年代には果実、80年代には牛肉やオレンジ、90年代には米などの市場開放を要求していると、こういうことをきちっとね踏まえてやっぱり国に対して要求しなきゃならんと思いますので、一緒に頑張りたいと思います。日本共産党はこの時代からね、とにかく価格保障をずっと要求してきているんですよ。あのWTOの批准のときに反対したのは日本共産党だけなんですね。ですからやっぱりね、国を上げてやはりアメリカの方と闘うという方向に是非頑張っていたきたいと思います。で、決してね、米がこういう風に、食糧危機が起きたからと言って、日本の大企業なんかは農家を助けるという気持ちは一つも無いですよ。今度ね、財界はね、今年の5月の14日に経済財政諮問会議で御手洗経団連の団長を含めた民間の4人の議員が居るんですね、この経済諮問会議の中にね、その議員の連中がね、出した意見とはこういうことですね。農地改革で企業型農業経営を拡大することは農地の集約化、耕作放棄地の解消、農業希望者の働き口の確保に繋がるということでね、政府に要求しているんですよ。ところがここら辺の土建業の人が仕事も無いし、何とか沼田のまだ無いですけどね、農耕放棄地のところに自分たちで農業をやるということのね、企業が政策として、国の方針として入ってくるのと全く別なんですけれども、こういうことを御手洗さんたちは国に要求しているんですよ。そしたらね、これで日本の農業その、耕作、投げられたところね、農地が本当に起こされるか、そんなこと絶対にありませんよね。株式会社は耕作放棄地を活用して、採算が合わなくても続けていくなんて絶対無いですよ。どうしてもやはり中央の自分たちがやって儲かるところしか買ってやらないと思うんですね。そうすると今沼田で後継者が居ないんですから、沼田の既存の農家の人たちはこれ以上増やせるかといったらそんなに増やせない。後継者の居ないところに大企業が入ってきてどんどん買い集めていってね、やられたらこれはたまったもんじゃないですね。ですからいくら食糧危機が起きても黙ってては農家の人たちは良くなりません。やっぱり日本の農民の人に農業をやっていけるようなね、そういう政策を要求しなければ絶対に食糧危機が来るんだから農家が良くなるということは私は起きないと思うんですけども、町長はどう思いますか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）まああのそういう危機が起きたから農家が良くなるなんてことは、それは有り得ないだろうという風に思いますからね、なんとしても今私も町村会も勿論そうでありますけれども、所得保障をやっぱり確立せんきゃ駄目だという風に言っておりますんで、日本の国を守る為にもね、やっぱり農業、農地

を守ってしっかりやってかんきゃならん、そういう理念では同じだという風に思いますので、これからもやっぱりそういう頑張りをしてかんきゃならんなどそんな風に思っています。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次で良いですか。

○7番（橋場 守議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）「沼田厚生病院」についてを質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）まあ厚生病院の昨年の、今年度ですか、今年度じゃないな、その赤字1億5千万円を補てんしなきゃならんということなんですけどね、私あのほろしん温泉の赤字の解消についてもね、補てんについても言ったことがあるんですけど、沼田の厚生病院で例えば癌検やるとか、色んなことをやると、厚生病院でやればその自己負担の分の半分、或いは、そういうのは町長が決めることだから分かりませんがね、全額でも良いんですよ。他の病院に行ったら町の病院に行ったらそれは出来ないけれども、厚生病院に雇った時には医療費は町がみますよというんですね、厚生病院の収入になる訳ですから、そうすると1億5千万円がどんどん減っていくと、そういう形で、ただ赤字を沼田町の財政で、ただこうポンと横から入れてやるということじゃなくて、病院に雇う人を通じて病院に入れてやると、そういう方法をね、取る必要が無いかと、出来ないかということをやっと質問させていただきます。

それからあの、療養病床の廃止がまあ、やられる訳ですけどもね、これは本当に大変なことですよ。今あの何とか病院に居る人たちがほとんど居なくなっただけで、まだ何人か残っているのかな。だけどこれから入ることが出来無いんですよ。みんな老人ホームにもなかなか入らせてくれないし、しかも入る場所も無いと。で、病院にも置いてくれないとなったらどうなるんだろうというね、大変なやっぱりあの心配をしています。是非ですね、今この公立病院と同じように見てもらって交付税を補てんしてくれと、いう要求をやっていますけども、同じように病床の廃止はやっぱり止めろと言う声を上げていかんきゃならんではないかと思うんですけども、この2点についてお聞かせいただきたい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）後の方の療養病床のですね廃止については、国もなんか最近変更して若干あの、従来の言っている病床、ベット数ですね、ベット数から言いますと相当緩和したようでありますから、これもやっぱり国民のと言いますか、多くの方の声が出て、そういう変更になったんだろうという風に思いますが、私どもの沼田の厚生病院の場合でいきますと、今お話のようにほぼ療養病床の患者の皆さん方の行き先がはっきりできたということもありましてですね、まあそれと今後の病院の経営状態を考えると、これはやっぱり療養病床を維持することは難しいのか

なという風に思っておりまして、行政報告で申し上げましたように、10月1日を以って一般病床だけの病院に切り替えたいという事です。これは議会でも度々ご説明申し上げておりますのでご理解をいただきたいと思います、まあそうした意味でもですね、私どもとしてはその病院の収入が出来るだけ上がるようにということで考えておりまして、明年に向けてまた特定の癌検診ですとかですね、そういう分野についての住民の皆さんの健康管理についての支援、それがどういうところまでやれるかというのは、21年度の予算に向けて検討させていただきたいという風に思いますが、お話のようにその65歳以上に方の医療費を全額持つということは、裏を返せば私どもが今要望しております厚生連も一般市町村立病院と同じように特別交付税或いは普通交付税の基準財政需要額に入れてくれという要望から行きますとですね、逆に住民の税金を出来るだけ注ぎ込まない体制を今やっている訳でありますから、半額を持つことになるとこれは税金で全額みなきやならない。その持った分に対する財源の穴埋めは出てきませんので、そういう点から行くところとちょっと厳しいのかなという風に思います。まああの、一定の目処が出てきてますからね、そういう中であえてそちらの方までそういうあれをやるということは難しいのかな、ですから何らかの方法を変えてそういうことを出来るかどうか検討をしてみたいと思いますけれども、なかなかやっぱこの医療の分野だけでなくですね、様々な分野で住民の皆さんにご負担をかけるようなことになってもまたあれだと思いますので、まあその辺についてはまた検討はさせていただきますけれども、現状では医療費の半分の負担というのはなかなか難しいのかな、そんなような感じでおりますので、よろしくお願い申し上げたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）あんね、町長、1億5千万円、沼田町民の税金から病院に負担するんですよ。だからその沼田町の町民の人で具合が悪くなると、その人には厚生病院に入ってもらったら、雇ってもらった時は医療費をこっだけ安くしますよ、全額安くしても良いんですよ、1億5千万たら大変な額ですからね。そしたら、1億5千万を現金で埋めてやるんじゃないくて、病人の病気を治すということを通じて入れてやる、まあ丸々ね、例えばあの、1万円その病院代負担したから、それが病院で1万円浮くということになるか、ならんか分からないけれども、そういうことを通じて、ただ1億5千万赤字になったから仕方無いですねっていうんじゃないくて、やった方が良いような感じがするんです。まあ後で検討してみて下さい。いいです、時間あれしますから。次。

○議長（杉本邦雄議長）次に「就業支援センター入所期限満了者の支援」についてを質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）まああの本人沼田に住みたいということ、継続して居たい

という希望があるという人はね、今のところでね、続けて働いてもらって、それは就業支援センターの入居者ではなくて、そこに居て、なんていうかな、監督するとか、支援してやるっていう、そういう立場で開発公社やなんかの職員としてそこへ行くというような方法が出来ないのかどうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）まああの、理想的に出来ればですね、やっぱりあの農業に従事していただくということの実習農場ですから、それが理想なんですけれども、現状色んな団体に農業振興課でも打診していただいているんですが、やっぱり夏の間は良いんですけど、冬の間の仕事はなかなか農業では無いということもありまして、まああの、決算の監査委員さんからご指摘のあった実習農場と牧場との統合の話もありますんで、私は今あの明年に向けてですね、是非あの農業生産法人みたいなものを立ち上げてですね、その中で加工場もひっくるめた生産体制を組んでですね、夏は農家の皆さんのところに実習を兼ねて働いていただいて、冬の仕事の無い時は加工場だとか、それ以外の職種になるかもしれませんけども、そういうところで働いていただいてですね、出来れば沼田の中で生活をしていただくという、そういう事案もしていきたいなと思っております。今あの3名の子供で今町の方にそういう沼田に住みたいというのは2人来てます。その2人とも農業に興味があって来てる訳でありますから、今申し上げたような、そういう子供たちが将来ともこれからまた代替わりで来ますんで、その時にどういう対応をしていくかということを含めて検討させていただいて、出来れば来年に向けてですね、そういう検討を十分詰めて政策的な考え方を持って行ければな、そんな風に思っておりますので是非あのそうした面でのご支援とご協力をお願いしたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次に移って良いですか。

○7番（橋場 守議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）次に、「沼田町史」について質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）あの、なんというか歴史の本にはですね、町長は載ってくるかもしれないけれども、一般の人、本当にあの、社会を動かしているのは全ての人たちの力なんですよね。ところが庶民のことは忘れ去られてしまうというような状況です。空知民衆史講座という団体があるんですよ。そこでですね、戦時中に朝鮮、中国からね、強制連行された人たちの歴史を調べているんですよ。これ北空知新聞だと思うんですけどね、2005年の10月5日号には、西田町長帰国の挨拶と、沼田で強制労働させた洪さんという人がね、2005年に来たんですよ。その時にですね、その人たちを向かえ入れたのは、空知民衆史の人たちで殿平さんて多度志の一乗寺の住職なんですけどね、で、私の方に電話が来まして、案内をしてくれと言って一緒に私も行ってきたんですよ、この時。その後に町長のところに来た

んですけどね。今年も札幌学院大学から生徒が10人くらい来て、その人たちは韓国の経済かなんかを勉強している人たちなんですけども、そういう戦時中の強制連行の人たちの歴史を知りたいということで勉強に来たんですよ。それで私また呼ばれて一緒に行って来たんですけれどもね、その人たちが調べた資料ではね、中国の人のちょっと分からないんですけれども、1945年6月末現在で朝鮮の人は浅野に697人、昭和に630人来てるんですね。これはあの、朝鮮強制連行実態調査報告書というのが札幌学院大学北海道委員会調査でした記録なんですけれども、その中でですね、朝鮮人がいつの11月26日か知りませんが、53人のうち47人が同法の兵士で入校拒否をしてストライキを起こしたという事件なんです、特攻警察の日誌の中からこれは見つけているんですけれども、その調べた中でですね、亡くなった人のね名簿、1939年から46年までの間のね、名簿を空知民衆史の講座の人たちがね、町長のところに行ったんじゃないですか、あの要するに火葬認可証みたいなやつね、それで浅野では雨竜炭鉱では56人が亡くなっているんですよ。それから昭和では23人亡くなっているんですけどね、これ死因を見ましたらね、事故死単車に挟まれた、それから窒息死、それからくも膜下出血もあるんですけど、エンガ中毒、エンガ中毒がたくさんありまして、これは拷問かけられたんだと思うんですけどね、それから打撲による腹部内臓出血だとか、圧打による硬骨骨折だとか、ひどい死に方しているんですよ。こういうのばかりですね。ですからタコ部屋と同じような格好で朝鮮の人たちは殺されています。で、終戦当時にですね、浅野炭鉱に居たある人が昭和炭鉱の労務をやっている人が終戦の間際にですね、朝鮮の人たちは放棄しましたからね、昭和炭鉱ではどこにも居所が無くて夜中にね、汽車の出ない頃、子供たち全部連れて恵比島の方に降りてきたんです。その時にちょうど一番悪い、酷く朝鮮の人たちを虐めていたというのはね、浅野まで聞こえていたもんですからね、その人が、あっ、あいつだと思って声を掛けたんだそうです。そしたらびっくりして逃げて行ったと言うんですけどね、そういうことが実際沼田町で起きているんです。ところが町史を調べてみたらほとんど書かされてませんね。で、やっぱり私はこういう戦時中の日本が間違ったことを起こしたことを、やったことをですね、沼田町に、特に子供さんたちにね知ってもらって、やはり虐めというものの悪さというもの、戦争というものを子供に知ってもらう必要があるんじゃないかと私はこういう風に思うんですけれども。

この他にですね、終戦の少し間際に昭和の便所を潜って逃げましてね、劉連仁さんという人が居るんですけれども、この人13年以上もね、稚内から北見の方をまわって留萌行ったり、日本のどこが自分の中国だか分からなくて、13年以上も逃げ回って、当別で発見されたという人が居るんですね。こういうこともやはりね、他の人が一生懸命調べてくれているんですよ。やはり沼田町でもね、こういうこと

にはっきりした態度を示して検証する必要があるんじゃないかと思うんですけど、町長どう思いますか。教育長にも。

○議長（杉本邦雄議長）町長。

○町長（西田篤正町長）今、あの橋場議員さんがおっしゃった件につきましては、新聞等でも報道されておましてですね、まああの、大人の多くの方はご存知という風に思うんですけども、そうしたことが子供にどういう風に伝えれば良いか、これはちょっと今の段階でお答えすることは難しいという風に思いますんで、まああのおっしゃる意味も十分私も理解させていただきますんで、まあどういう方法でその取り扱ったら良いのかちょっと勉強させていただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）教育長。

○教育長（松田 剛教育長）町長と同じような感じでいますんで。

○議長（杉本邦雄議長）よろしいですか。

○7番（橋場 守議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）それでは次に移ります。1番、津川議員、「農業及び建設業界への支援対策について」質問して下さい。

○1番（津川 均議員）議長。原油高騰による農業、それからあの色々と重機を使う、トラックを使う建設業の皆さん、大変な思いをしておられます。この支援対策について町長の考え方をお伺いしたいという風に思いますが、あの8月の18日に沼田町の農業の方の大会は終わりましたが、沼田町は建設業は20数社あるんですか。そういった方々も大変な思いをしている。一部の社長さんから原油が高すぎて、燃料が高すぎて仕事も今休みにしているんだというようなお話もお伺いを致しております。基幹農業はご案内のとおり燃料や肥料、1.5倍から2倍、それ以上の物も資材の中にはあるという風に聞いておりますけれども、先般国の方ではですね、この燃料と肥料だけに関して高騰した部分の半分だけ支援をするというような、一応案が出されたようでございます。概ね300億の予算組みをしたいということのようでありますけれども、それらの支援についても色々と条件があるようでございまして、すんなりと農家の人の手取りになる訳ではないという、仮にそれはされてもですね、高騰部分の僅か2分の1ですし、しかも燃料と肥料に限られているわけですから、まあ微々たるものだろうと思います。まあ大した支援にはならないのかなという風に思います。全農の方も80億の予算組みをしてこの高騰対策に充てるということでございますし、先般ですか近隣町村では滝川市ですか、補正を組んでこの農業の高騰部分の支援をするという記事も載っておりましたけれども、それではいざ我が沼田町はどれだけの支援を町長は考えているのか、なかなか具体的な支援策というのが今回の行政報告の中にも謳われておりませんので、是非その辺についてお伺いをしたいと思います。

○町長（西田篤正町長）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）今回の場合はちょっと考えなければならないのは、従来と若干様子が違うんですね。あの苦しいのは農業だとか建設業界だけでは無いということをもまず理解をしていただきたいという風に思います。まあ例えば個人的な名前を挙げてはあれかもしれませんが、先般副町長にある要件で他のところ行ってもらった時に野幌煉瓦陶管、あれは重油を使って素焼きの土管を作っているんですけども、それはもう採算なんか全然問題にならないという、ですから私どもが行政としてそういう支援をするとすると、従来は農業の状況が厳しいんで農業の支援をしますということでやってきたんですけども、今単に農業だけをそれ支援をするとなると、これはちょっと問題が出てきやしないかという気がします。というのはやっぱりその例えばですね、役場の職員だって人事院勧告によって寒冷地手当を引き下げられている訳ですよ、それで下げられた途端に灯油の単価がガーンと上がってしまった訳ですから、本来的にはそういう公務員の皆さんも働いている皆さんもそうですし、或いは商店の皆さん方も例えばですね、自分の店を経営する為にお客さんのために灯油を焚いてこれからを迎える訳でありますけれども、そうした経費をそれじゃどうするんだとかってそうなりますとこれ、なかなかね、どこをどうして良いかということの判断がなかなか難しい状況かなと思うんですね。それと加えて現状では農業団体、JAの方からはそういう支援を検討せという話をまだ1回も聞いておりませんし、私どもがあえてその一般的な状況を申し上げたんですけども、全町民に関わるような今事態の時に、農業だけに対して何か支援が必要なんですかという問い掛けはなかなか難しいだろう。私は今一般的なものの見かたからいくと、そういう見かたをしております。特に建設業界もですね、確かにその厳しさはあります。今聞いてみますと積算単価の上積みということを検討しているようでありますから、そうした意味では序々にそういうものが浸透してきているかと思えますんで、そういう動向を見ながらやっぱりやっていかんきゃならんかなという風に思います。まあ特にあの、私どもの町の場合はですね、他の近隣の町の、隣の町の状況から見ましても、そう工事量については低い方では無い。そういう状況のなかで本当に建設業界、確かに重機ひとつ動かすのにも大変だということも分からない訳ではありませんけれども、それじゃ本当に必要な工事というものはなんだろう。やっぱり財政を必要するとなればですね、全く必要だと思っていないところまで余分にお金を出して工事量を発注するとなると、これは今日本の国が借金だらけになっているというのは、そういうことが原因だそうですからね、そういう大きな間違いにも繋がって来ますんで、その辺は総体的にもう少し慎重に状況を見させていただきたいな、まあそんな風に思っております。決して皆さん方の農業をやっ

ている方、或いは建設業界の皆さん方、或いは中小企業の皆さん方、楽だという風には思っておりませんので、何だかの事をしたいと思うんですけども、どうやって良いのかということがなかなか見つからない。それよりも今むしろ当面はですね、北海道は無理でしょうから国に対してやっぱり漁業と同じように農業に対しても支援策をやってくれ、或いは中小企業に対してもしっかりとその資金対策をやってくれということを強く要望していくことが、今まず第一の専決のあれかなという風に思っておりまして、前回も各団体長と共に、議長さんも同行していただきましたけれども、関係方面にお願いしてきたところでもありますので、もう暫く推移を見させていただいて、またあの議会ともよく相談をさせていただきたいという風に思います。

○1番（津川 均議員）はい、議長

○議長（杉本邦雄議長）ない、津川議員。

○1番（津川 均議員）まあ確かにあの、町長の言われることは分からん訳では無いんですけどね、ただ今回はやはりね、あのこれまでに無い農家の厳しさです。ましてやこの生育調査をご覧になって分かるように今年は豊作基調です。今あの集荷円滑化対策ですか、多分発動されるであろう。7千円代の米をまた売らなければいけない。普通のうるち米についても今だに上がる状況には無いというこういう状況の中でですね、あの来年の営農計画書をどうやって書こうか、来年の計画をどうしようか、そう考えた時にこれではとてもじゃないけども経営をしているよりも、農家を辞めた方が圧倒的に借金が残らなくて済むという考え方に走る人が今年の暮れに出てきやしないかなという心配を私は大変しております。だからまあ確かに農業ばかり、或いは建設業ばかり、まあそれだけでは無いことは私も十分理解を致しますけれども、特に建設業なんていうのはこういう事にはシビアだと思います。今もう十分に余力があってですね、経営を続けている業者さんは少ないと私は思っておりますから、このことがですね、今年の暮れにそういったかたちで以外とびっくりするくらい出てきやしないかな、そんな心配をしておりますんでね、ここはいくら大変であろうが少々非難を受けられてもですね、多少やるべきだなという風に思っております。先般8月の21日に5千人規模の全道大会がありました。その時に大地の鈴木宗男代議士がですね、道が国に言う前にまず道も出しなさいと、あの先生方たくさんいらっしゃってましたけれども、それぞれの先生方にも自分のまず給料を減らしなさい、それから今回の高騰で迷惑している方も一緒に頑張ろうと、お互いに痛み分けの部分が必要だというような話を大きくされておりました。従ってですね、町も国や道に呼びかけるだけではなくて自らも何だかのはっきりとした具体的な支援をして、それで共に頑張って生き残りませんか、沼田に住みませんかというような協同の精神に繋がる考え方を是非持っていただきたいという風に思います

が、その辺はいかがですか、町長。

○町長（西田篤正町長）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）あの、やらないということでは無くてですね、何だかの対応をしなければならんということは理解をしておりますけれども、もう少しあの、鈴木代議士がそうおっしゃったということでもありますけれども、今の町村財政からいきますと国、道の動向をもう少し見ながらですね、その動向に合わせてやっぱり町がどこまで財政的な支援が出来るかということを検討して行かなければならんのかな、まあそんな風に思っておりますので、まああのこの後そういうような状況になりましたらですね、臨時会を開くなりして補正予算等も考えて行きたいという風に思いますので、ご理解をいただきたいという風に思います。ただあの、橋場議員さんに全面的に賛同してる訳ではありませんけれども、さっきあの質問のなかでおっしゃられたように、やっぱり来年の営農が出来ないくらい困っているということであれば、これは是非とも行動に移すべきだと思うんですよ。あの私も国会議員の先生方だとか、各省庁へ色んなことでまわってあれしますけれども、ほとんど地方の実態というのは分かっていないんですね。ですから恐らく今回も漁業者がストライキをやったということでびっくりして金を作ったんだと思うんですね。だからああいうショックを与えるような全体で力を合わせて物事を起こすというね、そういうあれが必要なかなと思うんです。ですから私は前にも申し上げましたように、例えばそういう大会も空知の農家の皆さん方が集まってやるんで東京へ何人派遣してくれて言うんだったらそういう金だったらいくらでも出してあげますよっていう話を前にしたことがあります。それだけ行動しなければ相手に伝わらない時だと思うんでね、是非あのそういうような実情を訴えるような行動をするということを念頭においてやってもらいたいな。まあそれに各町村の首長も動かすだろうし、議会の皆さん方もそれに動いて来るんだろうと思うんですね。ただやっぱり個別に苦しいんだ、苦しいんだ来年の営農出来ないんだと言っているけども何となくこう聞き流されてしまうというかね、そのものが真摯に受け止められてもらえないという点もなきしにもあらずかなとそんな風にも思いますんで、是非そういう面も、農民協の委員長さんもいらっしゃるようですから、傍聴席にいらっしゃいますんで、是非検討いただいて、本当に行政と手を組んで、やれと言うんであれば私どもも一緒になってそういう運動もしたいと思います。まずやっぱり国を動かして出来るだけ国からそういう支援策を、これはあの小手先で今年町が例えばですよ、3千万なり、5千万なり緊急に支援しましたといっても解決することではないんですよ。来年もまた同じことになる。ですから抜本的にその物事を変えさせるためにどうするかということをやっぱり考えて、そのために町が財政的な支援をどうするかということを検討する

のが筋じゃないかなと私はそんな風に感じるんですけど、またあの、別の機会に副議長と論議をさせていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、津川議員。

○1番（津川 均議員）はい、あの私もこれから農協の懇談会やなんか、秋には予定されてますから十分にそのことを要望しながら、町長の前向きな姿勢にご期待をして終わりたいという風に思います。じゃあ次の。

○議長（杉本邦雄議長）次の「青年交流事業の成果と今後のフォローについて」質問して下さい。

○1番（津川 均議員）この後あの、沼田の町をしっかりと背負ってもら、担ってもら大事な若い人たちの配偶者対策、この報告の中には今回15名の町内の青年と都市部の15名の方の交流会を行ったという風に報告がされておりますけれども、今までも何度かですね、こういった事業、グリーンパートナーだとか花嫁対策だとか色々やってきた訳ですけれども、まあ差ほど成果が上がらなかったというのがこれまでの経過では無いかなという風に思います。それで今回はそれらのことを踏まえながらですね、より実効性を高める為にどういう工夫をしながらこの交流事業に臨んだのか、その後の経過についてはどうなのか、果たして成果がどれくらい上がったのかということをお伺いをしたいという風に思います。更に又、今後それらをどういったかたちでフォローしていくのかということも考えておられれば是非、お伺いをしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問のこうした事業、あの私はやっぱり評価をしておりますのは、各関係団体商工会を始めですね、それぞれの団体が若干ではありますがそれぞれ拠出金を出して、全体でというか町中挙げてこういう取り組みをしたというのは、これは初めてだという風に思うんですね。そうした中で、それぞれの団体がやっぱりこの事業に対してのその思いというんですか、来年も続けていこうということになれば続けていかんきゃならない、まだ全体の反省会をやっていませんからあれですけども、参加者はですね、お聞きしますと15名のうち農業青年が11名、商工青年が2名、サラリーマンの方が2名ということで15名だそうであります。地元の青年ですね。で、札幌を中心とした女性が15名ということで、それぞれ機会をいただいたんでありますけども、現在のところは二つのカップルがお付き合いをしているということでもありますから、まああのこうした事業といういのは何年かやって、いくつかのカップルが誕生すればまあまあという成果だろうという風に言われるくらい難しいんだろうと思います。ですからそんな中でこうした二組がそういう交際をしているということのお話を事務方から聞いておりますんで、そうしたものを踏まえてですね、先程申し上げました各団体の担当の方にお集まりい

ただいて、また善後策を講じてですね、明年以降どうしたら良いかということを経年の予算に向けてやって行きたいな、とそんな風に思っております。それぞれあの、参加した男性からの聞き取りの中で一番多いのはですね、実施時期がやっぱり冬か農閑期にして欲しい、これは農家の方のご意見だと思うんですけども、そういうご意見、交流を深めるには2泊3日で実施する、まあ1泊2日でしたから、もう1日日にちを延ばして欲しいという意見、それから同じ参加者で複数回実施して、出来るだけ交流が出来るようにして欲しい、それからもっと少人数で、30人でありますんで、もっと少人数で実施したいというそういうようなご意見があるようであります。まだ女性の方のそういう意見は聞いてはおりませんけども、これは基本的に中に入っていたいたるところにそういう女性側の意見をまとめていただいて、それを基に先程申し上げました事業所のそれぞれの担当する方とですね、反省をしながら来年をどうしようかということを経年またやっていきたいなという風に思います。まああの、今申し上げましたように1度、2度やってすぐ成果が出るということではないと思いますんで、まあ色んな工夫をしながらですね、やっぱり明年以降も続けていくことが大事なのかなという風に思っております。まあ色んなご意見が出てくると思いますんで、それらを精査しながら明年に向けてまた新しい試みをさせていただければ、まあそんな風に思っておりますので、よろしくお願い申し上げますという風に思います。

で、今後どうするかということでもありますけれども、こうした男性と女性のお付き合いの中にあまりこう役所の人間が入り込むこともなかなかこう難しいものがありますから、まああの何か相談事でもあれば是非あのこの担当のここへ相談して来て欲しいということをお手紙で差し上げてですね、参加していただいたお礼と、そういうその担当の窓口がありますよということを紹介させていただいて、相談があればまた色んな対応をさせていただきたいなとそんな風に思っております。いずれにしても、せっかく各事業所、団体の皆さん方の拠出をいただいて実施した事業でありますんで、一つのカップルでも成立していただければな、そんな思いで願っているところでありますので、またあの色んな情報がありましたらお聞かせをいただきたいという風に思います。

○1番（津川 均議員）議長。

○議長（杉本邦雄議長）はい、津川議員。

○1番（津川 均議員）今お伺いすると二つのカップルが何とか今お付き合いを始めたということでもありますから、是非ものにしてもらいたいなという風に思いますけれども、あの確かにですね、行政がその付き合い始めている2人の後をフォローするというのも本来はおかしな話かもしれませんが、しかしそういったかたちで今まで進めて来てさほど成果を生まなかった訳ですから、是非ですね私はあの、

一番大事なのはやはり本人同士、これは当たり前の話であります。で、その次にはやっぱり環境だと思うんですね。自分がこの町に住んでみたいというような、この町が私を必要としている。まあそういったフォローの仕方というのは出来ないものだろうかという風に思います。あの本人同士がまず、自分の事を言って申し訳ないんですけども、うちの女房は十勝です、雪の少ないところです。で、結婚するときにまあ本人同士は当然付き合ってますから、すんなり決まるんですけども、母親たちが沼田みたいに雪の多いところに行って務まるだろうか。まあそういう心配をされる訳ですよ。だからまあ本人が一番それ以上に素晴らしい人間だと私のようにすんなり来てくれるんですけども、あのどうだろう、五分五分、どっちつかずと言う時には環境が影響してくるんですね、その町がどうなのかということが大きく左右してくる。町の人柄だとか、今言った環境だとか、そういったものも、そういった不安材料もですね、出来るだけ無くせるというのは、これは私は行政のフォローの仕方でないかなという風に思いますんで、そういうところも是非今後工夫をしていただきたいという風に思いますし、あの先程町長が言ったやっぱり1回の参加では駄目だ、2回、3回やってみてっていうそういう経験もさせた方が良いのかなという風に思いますしね。どうしても1回だとそのやり方が分からない、システムが分からない、或いは声の掛け方が分からないだとか色々経験もしなければ分からないこともありますから、是非その2回、3回参加させるということもやはり必要なかなという風に思います。そんなことで、是非よろしく願いをして質問を終わらせていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、答弁はいいですか。

○1番（津川 均議員）はい、答弁はいいです。

○議長（杉本邦雄議長）はい、それでは暫時休憩致します。10分休憩します。

14時30分 休憩

14時40分 再会

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。6番、上野議員、「町民の健康と医療の有り方について」を質問して下さい。

○6番（上野敏夫議員）はい、6番、上野です。あの先程の監査委員の意見書にもあったように、町民の健康については、本当に町民の健康管理に強い行政指導を期待したいという報告もあったように、沼田町の町づくりというのはやっぱり基本は沼田の町民が健康で安心して暮らせる町になるべきではないかなと思っております。まあ町としては色んな多くの健康教室だとかお年寄りを中心とした色んな健康づくりについては色々やっておられるんですけど、色んな病気になることもありますけど、そうなる前に町民の健康診断ということをやっておりますけど、これには過

去と違って今は負担がちょっと何千円かの負担が、年齢にもよるんですけど負担をして町民健康診断を行っておりますけど、やっぱり健康第一に考えることになりますと、誰もが安い単価、誰もが受けやすい環境で受診できて、早期発見というか病気を自分本人が気付く前に健康診断で気付くことによって医療費を始め、色んなこう本人にとっても、町にとっても負担が少なく健康な町になれば良いと思っております。そのことによって沼田町が本当に長生きの出来る長寿日本一の町になればいいかなという、これは色んなことが関係してくると思いますけれども、出来たらそういう夢を持つような町にしたいと思っています。

また、病院についてなんですけど、1年ほど前に議会としても色んな結論が出ておりますけれども、色んな国の財政なんか色んな問題が出てきた中で、町民の意見も聞いた中で人口の減少の中では今町長が考えておられる42床の入院ベッドが本当に必要なのかということと、無床の診療所で良いという役場の課長さん方の会議の中でも出た意見もありましたし、そんなことから言いますと町民の負担の少ない方向でやることによって、そして町民が医療を受けるときに沼田の診療所にしたとして、それがその町民が診察を受けたときに医療バスだとか、まあ色んな交通機関を町で支援をして交通費をかからないようにしたり、更に万が一の緊急の場合については今現在救急車1台ありますけど、これ北竜町との共同で運行されておりますけど、出来たら救急車をもう1台増やすぐらいの気持ちで、町民が安心して沼田に住めてある程度罹りつけの病院、近隣町村でも遠く旭川でも行ける様な医療体制を取るようなことを考えてみたらどうかなと私は思っておりますので、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問のようにですね、町民が安心してこの町に住んでいただく、その為にその、長生きもしていただきたいという風に思いますし、健康でいていただきたいという風に思っています。そうした早期発見のための健康診断、これはあの是非奨励をさせていただきたいと思っておりますし、実施をさせていただいて、あの、やらしていただいている訳であります、まああのおっしゃるようにその、町民の皆さんが安いとする判断というのはいったいどこまでの単価なのか、或いは高いというのはどこなのかという、まあそういう目安が必要なのかなという風に思っています。全てのものが無料ということには、これは今の財政状況ではなりませんので、そうした物を見極めながらやっぱり一定の単価を設定している訳でありますけれども、高いということ、いやもっと安くしろということであれば、まあ私どもとしても近隣の町村の実態等もよく調べましてですね、まあ出来るだけあの財源の許せる範囲でそういう検討をまたさせていただきたいという風に思います。

病院についてはですね、これは今議員さんもおっしゃられたように何年でしたか

ね、昨年ですかね、19年の9月ですか、それぞれ特別委員会を設けられて議会の総意として私どもにベット数を確保しなさいという意見書をいただいている訳でありまして、それを基にですね、私としては町の職員の検討委員会、或いは色んな様々なご意見を参考にしながら判断をした訳でありますけれども、その大きな要因というのは議員の皆さん方も同じだったという風に思いますけれども、私はやっぱり一番真摯に受け止めているのは老人クラブを始めですね、お年寄りの皆さん方がとにかく一つでも二つでもベットを残してくれという、そういう要望。これにはやっぱり現在行政を預かるものとして応えなければならない。そういう安心感を持っていただく、或いはいつも長生きをして下さいと言っているわりに病院無くしたじゃないか、まあこんなことでは行政の責任者としてはととてもおられるような状況ではありませんので、そうした観点から有床の、まあ一般病床の42床を残してということでありますけれども、これはあの、先程から申し上げていますように、ベットを残すということはベット数に対して今のところは特別交付税が来る訳ですね。ですから先程申し上げましたけれども、74床ですと、救急のあれから入れると、今のルールからいきますと7千万くらい入る。それから今42になりますと、約2千万くらい落ちるんでありますけど、それはやむを得ないなという風に思っております。そうした中でやっぱり、ベット数を確保するとすれば、あの10床残そうが、5床残そうが同じなんです。一番効率が良いのが42床、現在残すことによって、医療単価も上がり、それから病院の経営状態も良くなるという一定の積算をしている訳でして、この辺についてはご理解をいただきたいという風に思います。42床、そういう中でやっておりますんで、今のところ10月1日からやろうとしていますから、そうした考え方で進めさせていただきたいなという風に思います。まああの提案のありましたように救急車を増便したりですね、或いは医療バスを、これは出来ないことではありません。その本当にその方が経費が安いんです。しかしながら、例えばですよ私ども行政として企業の誘致を進めるときに私どもの病院には総合病院はありません。これは大きなマイナス要因です。従業員の健康診断も出来ないんですかというような話になりますんでね、やっぱりそうした面では病院というものが残されるんであれば残しておくことが沼田の将来にとっても、先程中村議員の質問の4千人の確保しろということであれば、なおさらやっぱりこの病院というのは大きな売りの一つだという風に私は思っておりますから、何としてもやっぱり当面はですね、そういう体制で進めさせていただきたいなとそんな風に思っております。

まあしかしながら、明日全員協議会でもご説明させていただきますけども、現在外科の医者が日替わりメニューになっておりまして、しかも週2日しか来てません。こういうものが大きな要因の、マイナス要因になってますんで、そうしたものをですね、是非あの配置をしてくれという、そういう要請も従来もやっていただい

りますけれども、議会としてもやっぱりそういう要請活動をですね、厚生連本部にきちっとやっていただくことも大事なのかなという風に思っております。私も行政ばかり、首長ばかり行ってもですね、なかなかやっぱり効き目の無いときもありますので、是非ご協力をお願い申し上げたいという風に思います。

まあそうした様々なあの総合的なことを判断しながら今ご質問のありました健康診断については、明年の予算に向けて近隣の実態を調べて出来るものを対応させていただきたいという風に思いますし、病院については議会のご意見をいただいたということもありまして、当面42床で乗り切って行きたいなとそんな風に思っておりますので、ご理解をいただきたいという風に思います。

○6番（上野敏夫議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）あの、厚生病院が沼田にあることによって今1億5千万の平成19年の負担金がするわけですけど、厚生病院が沼田にあることによって設備費だとか色んな経費というのは、それでは済んでいないと思うんですよね、まあ医者の給料から入れた。その金額がどのくらい町として総額19年度出しているのか。まああとそれと、厚生病院は本当に沼田にあることによって赤字は出したくないから町で負担してくださいよということからいくと、どうもその厚生病院が強気でいるように思うのと、厚生病院が沼田にあることによってレントゲンを取ったり、色んなCTだとか色んなこう器具を入れることによって、それが使いこなせる医者がそれぞれいるか、例えば手術をやるとしたときに麻酔の先生が今はいないから、旭川の厚生病院から今来ますからとか、素晴らしいものが揃っていてもそれを使いこなせる医者が沼田に置けるか、そういうことも考えて町民がその病院に、厚生病院よって命を間違えて落とさないように、少しでも長生きできて家族なり、身内のものが本当に生きてて良かったな、生きててくれてありがとうというような病院にするためには、本当にそれなりの医者と器具と設備を色んなことで投資していかないと、今後沼田の厚生病院を維持するには少ない人口の中で負担が多くなるんじゃないかなという私は思うし、今人口3,800人まで落ちてきた中で、本当にこの沼田の厚生病院という大きな病院があることによって、本当に今後将来に向けて箱物と言ったら失礼ですけど、大丈夫なのかなと私は心配しております。それとまあちょっと厚生病院については町長のその辺の負担金だとか今後の今はその国から特別交付税が来るだとかという話もありますけれども、将来はどうなるかも分からない時代なんです。で、病院についてはその辺をお聞きしたいのと、あと高齢者についての健康については、高齢者の楽しみ、例えば長生会の新年会、敬老会の、15日にあるんですけど、お年寄りが一つの楽しみがあると思います。その中で長寿祝い金も無くなり、色んな高齢者に対する沼田町の生きがいというのがなんかその削られ

ているような気がしますので、高齢者に対しても例えば町民会館の使用料を元は使用料を払わなかったのに、今は使用料を下さいだとか、本当に今までその、高齢者に優しい町づくりだったのが、財政苦しいから町民会館の使用料を1万だったか、なんぼか、1万5千円だったかな払って下さいと言われてたり、本当にそんな金額を負担をさせてまで高齢者の生きがいを奪うようなことをしないで欲しいのと、高齢者が健康で長生きしていることによって、町としても助かるんですから、高齢者に例えば、例えばですよ、沼田町のトマトジュースこのトマトジュースをこう、お金でなくてね、品物で高齢者何歳以上の方にはトマトジュースね、1年間でも半年でも年本かあげますから健康で長生きして下さい。更にトマトジュースが水物で飲まない方おられたら、先程も町長のところに見本としてブルーベリーの粉末材を渡して飲んでいただいたんですけども、まあトマトジュースを粉末状にしたりして高齢者にとって飲みやすくて、これ飲んだら、沼田町のこのトマトジュースの粉末を飲んだら長生きできるだとか、高齢者に優しい気配りをしていくというのも町としては良いのではないかなと思いますけど、その辺町長どうお考えですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長

○町長（西田篤正町長）あの、上野議員さんと私がお会いする方と、町民が色分けされているかなと思うくらいと感ずるんですけど、私は老人クラブですとか色んなところへ行きまして、本当に切実に病院は無くさないでくれと言われてですね、何としてもこれをやっていかんきゃならんかなという決意で、まあ議会にもそういう説明をさせていただいたんですけども、恐らくあの何と言いますかね、病院が無くてもいいよという方はいないかなという気がするんですけどね、もしそういう人がいるようでしたらね、どういう人たちがそういうようなその考えかたでいるのか、その辺ちょっと聞かせていただければ、その人たちに対してやっぱり何とかの対応をしないきゃならないかな、まあ説明だとかそういう十分にせんきゃならないかなという風に思います。あのご承知のとおり65歳以上の比率が30%を超えているという中で、先程申し上げましたように、お年寄りが不安に思っているのは、自分が足が悪くなったり、行動が出来なくなったりと近くに病院が無いということが一番のやっぱりおっかないというか恐怖だと言っていますんで、そうした意味から行くとそうした対応というのはやむを得ないのかなという風に思っています。あの、おっしゃるように今までCTだとか色んな支援をして来ておりますけれども、これらはあの、今いる先生方も十分活用させていただいてですね、例えばレントゲンを私も勿論そうだったのでありますけれども、結構その悪性の癌を見つけているんですね、沼田の病院で。ここで見つけて旭川の私立ですとか、日赤ですとか、厚生病院に、旭川医大ですか、そういうところに紹介をして手術をしているというのが結構の事例年間ある訳ですから、そうした意味では初期的な診察をするということに対

しての体制というのは十分取れている。ただ今の一番の問題は外科の先生が今、週2日しかおりませんし、その旭川医大と旭川厚生と1日ずつですから、これで手術をやれというのはなかなか難しい。それで今一番困って私どもが早急に対応してくれと言っているのは、外科の先生がいないばかりに入院患者を入れることが出来ないんですよ。ですから従来からみますと、外科の入院患者が減ってますんで、収入が落ち込んできて1億5千万の赤字になってきている。ですから内科の患者はほとんど変わってないです、横ばいになっています。ですから外科の部分で常駐の先生が来たとすれば、元の状況まである程度回復すると今の赤字の状況というのは相当緩和されていくだろう。まあそういう状況ですので、当面私はですね、やっぱり住民に皆さんの声に応じて外科の先生を早く常駐させてくれという要請をしてかんきゃならんかな、まあそんな風に思っております。それとあの1億5千万の赤字の中には、お医者さんの、その医者の給料だとか全てのものが含んでおりましてね、入ってないのは研究費の名目、名目と言ったらあれですけども、お医者さんの研究をするための助成で出している700万、それからその時々例えばレントゲンを買いますよとか、CTを買いますよとかってというような単発で出てくる分については今までは町が全額持っていました。しかしこれは要するに赤字を町が全額負担するという協定を結んだときに、後ほど資料をお配りさせていただきますけれども、今度は備品はいくら以上は半分ずつ持ちましょうとか、そういう協定になってるんです。ですからこれもまた言ってあれかもしれないですけども、例えばあのレントゲンなんか買いますとね、これは過疎債を充当して買う訳ですから、後で財源の跳ね返りがあるんですよ。ですから沼田町の場合は赤字の補てんをしないで、そっちの部分のお金はいくらでも出して支援しますよということをやってきたんですけども、他の町村との均衡でそれはうまくないということになって、今度は全部が9町村そういう協定にしましたんで、同じ協定にされたということですから、決してあの余分なものを出している訳ではないし、買ったものがその遊休財産として放置されているというようなこともありません。現在の中で十分そういう初期の診療体制が出来ている。しかも今外科の医者については議会の協力を得てやりたいということでもありますから、そういう面でのご理解をいただきたいという風に思います。

○6番（上野敏夫議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）あの今町長言われたように本当に色分けされているじゃないかと、まあちょっと、ことあったんですけど、まああの町長あのあれですよ、6月の住民説明会をやられましたよね、その時に町民が来られた方は本当に私は少なかったように思いますので、今後厚生病院についてはもっと町民の幅広い意見を聞くような、もっとその集まるような説明会をやって欲しいという、そして

本当に町民の大多数の人方が本当にその負担金を今後どういような数字を出していくということを、きちっともう少し町民に説明していただきたいということと、それと北竜、チップ、多度志農協あたりの協議会があると思うんですけど、その辺はどこまで進んでいるか、またその協力は得られていくのか、それを最後にお聞かせいただきたいと思います。

○町長（西田篤正町長）すいません、協議会ってなんだろう。

○6番（上野敏夫議員）沼田厚生病院についての。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）あの、それぞれあの協議会が動くわけではありませんでね、それぞれの事業所をお願いしてやってやっていますけども、現在北いぶき農協はですね、職員の健康診断、或いはドックについて全面的に沼田の厚生病院を利用するようにということで職員に周知をしていただいていますね、若干そういう面で利用も上がってきております。まあ私どもの役場の職員も大半が町外の病院でドックを受けてますんで、まあその辺について住民説明会の折にもご質問がありました、まあそういう関係で職員に対しても沼田の厚生病院を利用するようにということで、奨励をさせていただいております。まああの関連することでもありますけれども、そうしたドックの受診についてね、例えば国民健康保険、或いはそれ以外のことで町が沼田の厚生病院を利用のであれば何らかの上積みをする、こういうことは予算上、財政上出来る事でありますから来年の予算に向けて検討を是非させていただきたいという風に思います。それからあの、住民説明会をもっとやれということですけども、行政としてはこれだけ、病院だけのことで今までやったこともありませんし、やったというのは、これだけやってきたということです。最終的に判断するときに、こういう状況で判断をしたいということで説明会をずっとやってきまして。まあ老人クラブだとか色んなところでもそういう説明をさせていただきまして、本当に老人クラブの皆さん方は、ああこれで良かったという声がほとんど大半の声だという風に私は思っておりますんで、まああの町づくり懇談会も全く無い訳ではありませんので、そうした機会にまた改めて厚生病院の赤字の状況等について説明をさせていただきたいなと思います。ただし、今申し上げましたように、その赤字が1億5千万、1億5千万と一人歩きをしてですね、あたかも全額を町が持っているという風に表現されて説明されたんだったらこれは困るんです。裏の財源がちゃんとあるということも言ってもらわないとですね、1億5千万なんだけど、そのうち国から交付税でこれだけ入ってますよ、それから町は財政基準需要額にこういうものを今要求してやっていますよとかいう、実態をきちっと説明していただかないと、単純に1億5千万というと私は厚生病院に雇っていないのになんでそんなものをそこに支援するんだという論議になってしまう。ですけども、自分たちの将来を考えますと

ね、私もひっくるめて、皆さん方も大半の人がそうだと思うんですけども、和風園なり旭寿園なりに最終的に世話になった時にやはり地元で病院が無いというのはこれは大変なことなんです。この体も不自由になって動けないようなお年寄りを、旭川だとか深川だとかの病院に常時運ばなきゃならんような体制というのはこれはちょっと異常な状況になるだろう。ですから私は総体的に町のなかの色々な福祉施設、或いは学校関係、或いは企業の誘致、或いは自衛隊の今分屯している状況、そういう総合的に判断したときに沼田に、当面沼田にはそういう病院が必要だという判断でやっておりますんで、またあの、そうで無いということであれば後ほどご意見をお聞かせいただきたいという風に思います。

それから先程答弁漏れがありましたけれども、お年寄りの楽しみを奪っているというようなお話でありますけれども、例えば敬老会、年々年代を上げてきましたけれども、これはどちらかと言うと対象になろうとしている、対象になっているお年寄りから、あまりにも大変なんだから年齢を引き上げて町も負担を減らしたらどうか、という提案を受けてやっているわけです。それから長寿祝い金、本来であれば御上げするのが当然ですけれども、あのこの状況も老人クラブの中で近隣の状況はこういう状況ですよというお話をしましたら、それは沼田出し過ぎだと、私たちは遠慮しますからという大方の皆さんの善意の気持ちと言いますかね、暖かいお言葉をいただいて実施しています。まあ私どもとしては御上げをしたいというのは本当にあの心から願っているところでありますけれども、今財政状況がそういう状況でありますので、今後ともやっぱりその状況を見ながらですね、色々な支援をまたさせていただきたいな、まあそんな風に思ってます。先程あの、答弁からちょっと漏れておりましたので補足をさせていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次10番、渡辺議員、「燃料高騰に伴う福祉灯油の対応をどう考えているか」を質問して下さい。

○10番（渡辺敏昭議員）はい、議長。10番、渡辺敏昭です。いくつか出しておりますので、まずあの私からは福祉灯油について町長の考えを伺いたいと思います。ご案内のとおり昨年のサブプライム問題以来、原油の投資買いや後進国の需要拡大等から鉄製品や石油製品の価格がうなぎ上りに上がっております。で、先程来から話がありますように、農業、漁業等の一次産業はもとより加工業やサービス業にまでその影響は与えています。このことは消費者物価を押し上げ、今や価格の優等生と言われた卵の値段にまで及んでいます。言わずと知れず、ガソリンや軽油とともに灯油もどんどん上がっています。北国北海道の冬は、この冬はどうなるんだろう、そういう思いでございます。さて本題に入りますが、この福祉灯油につきましては、昨年12月の定例会で中村議員が原油高騰対策のなかで町長に質問されています。沼田は寒いけれどもあったかい、そういう対策を打ってはどうかという質問

でございました。以前から福祉灯油、プラス非課税世帯への価格助成について質問されておりました。あの時灯油価格は1リットル95円だったと思います。で、今少々落ち着いてはおりますけれども、それでもまだ124、5円しております。あれから更に30円も上がった訳でございます。誰しもこの冬の暖房は控えめと思っているのではないかと思うんですが、そんな中にも沼田のお年寄りや母子家庭等、福祉の手が必要な方々には何とか少しでも暖かく過ごしていただきたいと私も思っている一人でございます。高齢者世帯等福祉灯油助成事業20年度予算は、私が間違いないければ180万5千円だと思いますが、それで足りるのかどうか。また道の方も市町村への福祉灯油の助成額を上限なしの取り組み実績に応じることや、ペレットストーブの購入経費の助成に取り組む市町村に助成をすること、現在、補正予算の中で審議中でございます。それらを利用して、非課税世帯への灯油価格の助成やペレットストーブの導入促進等が出来ないのか、併せて質問させていただきます。

○町長（西田篤正町長）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）最後のそのペレットストーブの関係、これはあのやって出来ないことはないと思います。しかしながら非常にやっぱり難しい面があるということで、お聞きしますとあの、芦別のスターライトだったかな、非常にペレットストーブを入れたということで、大きな新聞記事にもなっていましたけども、何か失敗をしたということで、やり直しをかけるということですから、まだまだやっぱりそれを一般家庭で導入するという、その導入する環境もありますんでね、本当に奨励して思い切ってそれをやって、町が2分の1やりますよなんていうことを言って良いのかどうかということも良く調べてやらなければならないのかなとそんな風に思ってます。まああのそうした状況ですので、もう少しあのペレットストーブ等の普及については勉強、あの研究をさせていただきたいという風に思います。

それからご質問のなかで北海道は上限なしと言っていますけど、上限あるんですね。要件、これを超えたらもう出さないと言っておりますから。それと1世帯あたり9,500円、私どもは今渡辺議員がおっしゃるように去年中村議員の質問で、即あの実勢価格を取り入れた訳です。ですから今年も同じように予算がおっしゃったように180万5千円の予算しかありませんけれども、これは当然実勢単価でいきますから、不足分については12月なり3月で補正をして対象世帯に対しては、従来どおり100リッターの実勢価格で、しかもあのその12月1月、月ごとに実勢単価をやりますんで、上がれば上がっただけの支給をしますよということであります。12月に100を支給するんですね、あと1月、2月、3月で各25という風なあれになっていますから、そういうことで一応支給をしようという、その実勢単価でやっていますんで、そうした意味では他の町村とはちょっと違うやり方をして

いるというか、より現実的な支給方法に切り替えておりますので、ご理解をいただければという風に思います。

○10番（渡辺敏昭議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡辺議員。

○10番（渡辺敏昭議員）上がり分については十分に対応してもらえんという町長の回答でございました。昨年度の12月定例会の時点で確か利用申込み率が60%以下という町長答弁もされていたような気がします。その後私の方にも貰えないと思い、申請しなかったというようなことが何人か相談を受けました。昨年度も今町長がおっしゃってましたように、月割りでの対応でしたので、途中から貰った人も結構いらっしゃるのではないかなというように思います。まあ考えてみれば私も町広報、議員になってから中身をきちっと見るようになったというのが、恥ずかしい話ですけども、これまでは表題だけで結構ポイとごみ箱に捨てるというのも多いんじゃないかなと思います。出来れば、申請待ちのお役所仕事ではなく、各対象者に直接連絡で利用を促す対応をしてもらえんという風に思っていますが、その点はいかがでしょう。

○町長（西田篤正町長）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）まああのあんまり行政が先にでてやるのもあれですから、せっかく各地区に民生委員さんがいらっしゃいますんでね、あの民生委員さんですか社会福祉協議会の地区の福祉委員ですか、委員さんですか、そういう制度を活用してですね、出来るだけそういう申請漏れの無いように配慮させていただきたいなという風に思います。今おっしゃったように、気が付いたのが1月で、そこから始まるというのであれば、それは逆に言えば12月からやっても良いんじゃないですか、遡ってね、実際使っているという証明があれば。まあその辺はあの、事務方の考え方一つでやれると思いますから、是非そういう指導をさせていただきたいという風に思います。まあ周知徹底につきましては、今言った民生委員さんですか、社協の地区の福祉委員さんを通じて出来るだけやりたい。まあそれから可能であれば、可能であればというか、周知があまりいかないようであれば、防災無線を使ってですね、何回か流すこともちょっと検討させていただきたいという風に思います。

○10番（渡辺敏昭議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡辺議員。

○10番（渡辺敏昭議員）町長の方から周知徹底に対しても行いたいと、また中間からの申請に対してもそれなりの考え方をしたいという言葉いただきましたので、是非よろしく願いしたいなと思います。この件については終わりたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次に「火気厳禁の場所での喫煙をどう考えているか」

を質問して下さい。

○10番（渡辺敏昭議員）はい、続けて10番、渡辺がさせていただきます。次に今年の4月1日から役場庁舎内と生涯学習センターゆめつくるでの禁煙が実施されて5ヶ月が経過した訳ですが、それに伴い設置されました屋外喫煙場所について町長に伺いたいと思います。まあ予めお断りしておきますけれども、私はたばこを吸いませんし、それからたばこを吸う人に頼まれた要件でないということを付け加えておきたいと思います。

まず一つ目は役場南側駐車場出口が役場の喫煙場所の一つになっている訳ですが、すぐ側に火気厳禁のプレートがかかっていると。そんな状態のままの場所、この場所をそのまま禁煙場所にしておくのはどうかなというのが一つ目の質問でございます。

二つ目はこれもあの、時代がそういうことをさせているのか分かりませんが、神奈川県のように公共施設の全面禁煙を柱にした、禁煙条例をつくる県もごいますが、たばこ税収も小さな沼田のような自治体にとっては大事な税収の一部と言えると思います。現に沼田町の2千万以上のたばこ税収がある訳ですから、それらを踏まえて役場庁舎内全面禁煙にしたらという人もいますが、これについてどうお考えなのか聞かせていただきたいと思います。

三つ目です。札幌あたりの大きな会議場では、昔はホールとかエレベーターの前なんかでよく喫煙をされている方が、まあそこが喫煙場所になっている例が多かった訳ですが、最近は飛行場にあるような喫煙ルームを設置しているところも多々見られるようでございます。まあ喫煙者にとっては考え事をする時なんかの癒しの一本であることは、これもまた間違い無いような気がしますので、冬期間の事や喫煙をされる来庁者の方、また庁舎前、ゆめつくる前で入り口のところでたばこを吸うのもどうかなという風にも考えます。是非庁舎内に喫煙装置の付いた喫煙ルームの設置をしたらどうかなと私は思うのですが、その3点についてお伺いしたいと思います。

○町長（西田篤正町長）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご指摘のあの庁舎のちょうど裏側にありますLPガスのある場所というんですけど、これはあの消防の方で持って来たあれをみますと、法的と言いますか、安全性の問題では全く支障が無いんですね。まあただLPガスと書いてありますんで、見た方がそういう思いになるということもありますんで、まあ将来的にあのそこが適当で無いかどうかということも含めて、あの検討させていただきたいと思います。ただ場所としては人目につかなくて、一番良い、職員に聞きますと一番良い場所なんだそうですね、だからそこを規制されると困るなという

声がありますんで、まあ職員ともよく相談しながら今の場所が決して危険だということではありませんで、もう少し検討させていただきたいという風に思います。

それから役場の中は全面禁煙に、敷地内ですね、これは今のところ私ども考えておりません。あの従来どおりと言いますか、そういう場所を作ってのあれにしたいという風に思います。

まあそれとあの、喫煙の建物の中に作って完全に密閉するっていうのもあんまり良く無いんだそうですね。あの、それで今盛んにやっているのは、別なところにクラブみたいのを建ててやっているんですけども、まあ実はその今パッケージで使っていたところにプレハブが一つ工場の間にあるんです、立派なの。それを持って来ようと思ったんですけどね、基礎がしっかりしててすごい移転費がかかるんですよ。それで今ちょっと断念しているんですけども。どっかで工事現場に余ったプレハブを貰ってくるか、ちょっと考えてやってみたいと思います。どっか役場の建物の外ですね、そういう場所をやっぱりつくる必要があるのかなと思ってます。中ではなかなか難しいという話ですから、まあそういうのもひっくるめてまた検討させて下さい。税収上貴重な財源ですので、あまり粗末には出来ないんですけど、今時代のね、おっしゃるように時代の流れがそういう流れですので、ご理解いただきたいという風に思います。

○10番（渡辺敏昭議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡辺議員。

○10番（渡辺敏昭議員）あのくどういんですけど、私はたばこは吸いませんが是非、まあ安心して吸える場所というのはおかしいですけども、ある程度たばこの吸いたい方の考え方も取り入れていただければと、そのように考えております。この点につきましてはこれで終わります。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次に「夜高あんどん祭りについて今後どう考えているか」を質問して下さい。

○10番（渡辺敏昭議員）はい、それではもう一つ続けて町長に質問させていただきたいと思います。夜高あんどん祭りにつきましてはですけども、第32回の夜高あんどん祭りも観客数6万8千人と私はお聞きしておりますけれども、まあそう報じられる中で盛大に行われました。特に大きな事故もなく、終了出来たことは関係機関の協力の賜物だと私も考えております。さて、この夜高あんどん祭りですが、少しずつ嗜好を変えながら観客の増減を繰り返しながら今日に至っている訳ですけども、とりわけ今年は駅前広場が出来たことからメイン会場が変更され、それに伴いいくつかの懸案事項もあるように私は考えております。夜高あんどん祭りについてはその実行委員会と保存会が仕切ることと承知しておりますが、その継承事業費と基金充当とは言え伝承備品購入費などを振り向けていること等から、また特に今

年は駅前広場整備工事もあったことから、町としての対応や考えをお伺いしたいと思います。

一つ目にせっかく駅前広場を作ったし、第一会場にしたこともあります。栈敷席を設けたこと等による観客の移動が少なくなっているという風に私は聞いておりますけど、これらによる観客や商工会の反応を町はリサーチしているのか、その反応をお聞かせいただきたいと思います。

二つ目にこれは毎年言われていることなんですけど、駐車場の問題です。今回も自分の車が見つからず警察が出動したという一幕もあったようです。夜のお祭りにしてはちょっとお粗末な駐車場体制ではないかなと思います。町としてももう少し何とかならないのか、お伺いしたいと思います。

三つ目は、これは必ずしも全部が当てはまっているかどうか分かりませんが、あんどんの巡行経路が変更され、特に今回はあのぶつけ合いの場所が第1会場、第2会場同時に行ったりして、周辺道路へのあんどんのリールも少なくなりました。もう少し広く移動するようなことなのか、そうすることによって商工会等が潤うんではないかなという気もしますので、その点を町長はどうお考えかお伺いしたいと思います。

四つ目ですけど、これも長く今まで行って来たことなんでなかなか難しいかと思いますが、開催日を土曜、日曜の元に戻してはどうかという考えです。特に来客数や売店等の売上を考えた時は、土日にした方がかなり多くなるんでないかなという風にも考えられます。まあ周辺自治体のお祭りは、ほとんどと言って良いほど日曜日を咬ましているというか、間に入れているというのが実情でないかなと思います。この4点併せてお願いしたいなと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）あの、ご指摘のようにですね、私どもが実行委員会ではありませんので、決定するという事は出来ないということのご理解をまずいただきたいという風に思います。まああの感想的に申し上げるかもしれませんが、議員の今のご質問の内容については担当課長の方から実行委員会、或いは保存会の方にですねお伝えして、11月に今聞きますと反省の総括的なあれがあるそうですから、その場所で検討していただくことにしたいという風に思います。まずあの、私の感想ですけど、会場を変更したということにつきましてはですね、見ている感じでは非常に駅前の会場が広々として、しかもその有料席に座った方については、体が不自由で来れなかったんだけど、今度はその座れる場所があるんで来たというお客さんもおましてですね、非常にあの好評だったのかな。それと一番私が良かったなと思うのは、一番最後の打ち上げがですね、あそこに駅前にグッと台車が集まりまして、ちょうど駅の方から私見ていたんですけども、これはやっぱり今まで

には見られないくらい豪華なと言いますかね、本当のあんだんの姿が見れて、ああいうところをもう少し紹介してあげたら良かったのかな、それとあの座る席も下でなくて、もう一段駅側の上の方に上げてやると全体が良く見れたのかなという感じがします。これらはあの、その反省会の時に言っていただくことにしてありますけれども、総体的には良いのかな。ただあの、巡行経路との関係もありますけれども、歩くあれはあんまり変わっていないんですね。ただぶつけ合いの回数が4丁目がちょっと減っているんだと思うんです。したがってそこへ台車が行くあれも減っている。経路としてはあんまり変更はないんですけれども、見た感じでは私は駅前にお客さんがガッと固まったもんですから、4丁目のお店を出していた従来の人たちが非常にやっぱり影響が大きかったのかなと思うんですよ。売上がかなり違うと思うんです。駅前にあれだけ人が集まりましたんでね。ですからそういう面についてそれぞれのご意見のある方もいらっしゃると思いますから、それは商工会なり実行委員会の方で吸い上げていただいてですね、改善できることはやっぱり改善してくような努力が必要だろうという風に思います。ですから小学校ですとか中学校のあんだん、今3丁目、3丁目って集まっていたんですけども、あれらをもう少しこう、催し物をするのをですね、ずらしてあげたり色んな工夫をすればそういう解消も出来るのかなと思いますけれども、まあそういうところをよく検討していただくようにさせていただきたいと思います。

それから駐車場についてはですね、従来もそういうことでピストン輸送して農協のバラ施設のところに駐車場を設けてあそこに止めていただいて、役場のバスで送り迎えますよ、とやったんですけどほとんど乗車いないんです。やっぱりあそこまで行くというのはいないんですね、お客さんにしてみたら。それじゃあどうかって、私も大分町の中を歩いてみたんですけども、町の中に個人の住宅の家の前に結構駐車場所があるんですよ。町の中全面駐禁だという風にお客さんは解釈してますから、どっこも止められないと思ってうろうろしてるんですけども、意外と止めるところがあるんですよ。それで、明年やる時にはですね、そういう各個人の駐車として貸せれるところは全面的に駐車可能だと玄関前くらいに張っていただいてですね、そこを開放するようにしたら良いと思うんですよ。うちの前なんかガラガラしているのに、車1台も止まっていませんからね。ですからそういうところをもう少しやれば、かなりの車の台数の収容は出来るだろうという風に思いますんで、まあその点も実行委員会の方で良く検討して、まあ高田議員さんもお一人でしょうから検討していただきたいなという風に思います。

それから土曜、日曜については、これはもう何年か経っているんですけどね、確かに私個人的には土曜、日曜の方がお客さんが集まると思います。ただ学校から自衛隊から色んな職場の調整を終わらして、4年間、5年間やってきているんですけ

ども、これを元に戻すといったらね、そう簡単にいかんのではないかなという気がします。これもあの、私どもが判断するのではなくて、実行委員会のなかに各あんどん連の代表の方が参加してますんで、議会でそういう意見があったということを担当課長の方から説明していただいて、議論をしてもらいます、出来るか、出来ないかね。それとやっぱり一番問題は今は金、土ですから役場の場合もそうですよね、あの日曜日に後始末だとかそういうのが全部出来るんですけれども、今度日曜日までやりますと、月曜日に清掃から始まって全部やらんきゃならないということが、果たしてどういう影響が出るのかなという感じがします。今おっしゃられたことが分からないわけではありませんで、あの神課長も聞いていると思いますから、実行委員会で議会の中の質問の内容等を説明して、こういう意見だったということを言ってですね、十分論議していただいて、方向性を決めていただければいいのかなとそんな風に思っておりますので、宜しくお願いしたいと思います。

○10番（渡辺敏昭議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡辺議員。

○10番（渡辺敏昭議員）町長の答弁に対しましては、あの私も何も言う訳でもありませんし、要は議会でこの話が出たよということで繋いでいただければとそのように思っております。ありがとうございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次に5番、絵内議員、「萌の丘について」質問して下さい。

○5番（絵内勝己議員）萌の丘についてと題しまして、あの質問をさせていただきたいと思います。本年は非常に天候にも恵まれまして、ルピナスの花、そしてまた、ひまわりの花等々がそれぞれ綺麗に開花されたと思うんであります。ご案内のとおり萌の丘は平成11年にNHKのすずらんから今日まで萌の丘を花畑にしようという町長の強い意向で、またマニフェストにも書いてあったかと思うんですけども、今まで色々やってきたところでありますけれども、土地の悪さですとか天候の不順等々がありまして、全面積が花がいっぱい咲いたのは本年が初めてではないかなとそんな風に感じております。ただ、せっかく花が咲いたにも関わらず、その後が何となく繋がっていないのかな。まあ本当に今回は私も毎日朝起きて、萌の丘を見て朝家を出るという毎日の生活なものですから、道路から見ましても花の色が綺麗に分かるぐらいの本当に綺麗な花が咲いていたところでもありますけれども、そういった綺麗な花が咲いていることに対しての観光事業の一端としての取り組みというのが、どうもいまいちでないのかな、大変失礼なんですけれども、そんな感じをしております。せっかく花が咲いたのに、まあ確かに今回は色々PRで無線等もかけながら花が咲いているという案内もされたのかなとそんな風に感じておりますけれども、せっかく花が咲いて綺麗なところがある訳ですので、まああんまりお金かけて

今すぐ取り組むことは出来ないと思うんですけども、そういったところに例えば一つの案ですけども、ミスあんどんのみなさん方の協力も得てでも、一つの方法ですけども写真撮影をするとか、何だかの方法を取っていかないと、せっかく今まで多額の資金が投資されたにもかかわらず、まあ花も今試験段階よと言われればそれまでかもしれませんけども、咲いた時点でやはりそれなりのことを将来的に考えていくべきだと思うんですけども、その辺に対しまして町長の見解をお伺い致したいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）もう、願いは絵内議員さんと全く同じでですね、何とかしたいという気持ちでやったんですけど、土地の悪さだとか色んな条件がありまして、今日になっている訳でありますけれども、昨年あの、今年ですね、ニトリの桜の木の移植もさせていただきまして、来年もあのそういうことでニトリの植樹を採用したいと申し入れをしているところではありますが、何としてもやっぱりあそこの場所をですね、明日萌の拠点として残していきたいと思いますんで、今ご提案のありましたミスあんどんに限らずですね、写生会というか写真の撮影会と言いますか、まあそういうのもあれでしょうし、例えば歌の好きな人にしますとですね、短歌ですとか俳句を歌って温泉で披露会と言いますか、そういう歌会をやるというのも一つの方法でしょうから、まあ色んな工夫をしながらですね、まだあの花を売り物にして、是非全道から来てくれというところまではなかなかまだいってないと思いますんで、眺めと言いますか、全体の景観を活かした中で何が出来るかですね。しかもあまり無理をしないで少しずつ広げていく方法を考えて行きたいなと思います。特に恵比島の駅と言いますか、明日萌の駅につきましては、あそこは駅と中村旅館だけはあれですけど、あとは今年の冬から維持管理しないことにしてますんで、まあそうした意味で一つの観光の名所にしながら萌の丘をですね、もう少し売り込む方法を考えて行きたいという風に思いますんで、また是非あのご意見をいただきたいという風に思います。

○5番（絵内勝己議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○5番（絵内勝己議員）まああの町長今、前向きに取り組みたいというお話でありますけれども、あのまあこういったPRと言うのは当然初めから大々的なことにならないのは町長今答弁にあったそのとおりだと思うんですけども、やはりどんなことでもやはり、それぞれの団体の皆さん方、例えば商工会の皆さん方ですとか、あらゆる面でそんなひとつの協力をいただきながら取り組むべきだと思うんであります。まあ今回も8月の23日に肉牛祭りがあったところでもありますけれども、肉牛祭りのところに大きなステージがあったんですけども、何をするのかなと思って私も期待をしながら行ったんですけども、何にもあまりなかったんでないのかなとそう思ってい

ます。で、少なくともあの時点でひまわりも咲いておったんですけども、あの時点でもいいから帰りにひまわりの方にも寄っていただくような、そんなPRの方法もあったんでなのかな、なんか非常に片手落ちな、ひとつの花は一方で咲いていて、肉牛は食べたら、はい帰ってさよならよという、なんかすぐ側にありながらPR不足が非常に多いなという感じがするんですけども、やはりそういったひとつの面というか、やはりあの行政と各種の団体さん、観光協会、商工会の皆さん方とそういったことも、やはり手を組みながらそういったひとつのものを取組んで行かないと、いつこれが町長が考えていらっしゃったあそこ萌の丘が全部開花して、こんな風になるよというのがいつ目標なんです、少なくともやはりいっぺんに出来ない町長の答弁はありますけれども、その時点、その時点でまあ咲かなかつたら仕方ないにしても、今年はその時期にこんなことをやるよというようなことも前もってやはりPRをしながら取り進むべきではないかと考えますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）おっしゃるとおりいつまでもズラズラしている訳にもいきませんのでね、あの明年に向けてどういうことが可能かどうか役場の中でよく検討していただいて、町単独でやれるのか、或いは観光協会など色々な団体の協力をいただかなければならないのかですね、その辺も十分に検討させていただきたという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、以上で町長に対する一般質問を終わります。次に教育長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。1番、津川議員、「町民体育祭の今後のあり方について」質問して下さい。

○1番（津川 均議員）1番津川です。教育長に是非明快なお答えを頂きたいと云う風に思いますが、35回を迎えた町民体育祭。私は個人的にここ2、3年、町民体育祭に参加をされる住民の方は増えているように思うんですね。前よりも。幸い天候にも恵まれておりますし大変にいい事だと思ってはいるんですが、しかし、じっくりとそれぞれのテントの中を見えますと、ほとんどの各組、生ビールがしっかりと用意されておられて、飲みながら楽しく過ごされているわけですが、競技に出てくる方は本当に限られている、どのチームも、同じ人ばかりが何回も出てくるようなで、まあ飲んでいる人は一生懸命テントの中で飲んでいただけという。そらはそれでね1年にいっぺんですからあの、沼田町の町民の皆さんが一同に会するのは本当にこの一回だけですからね、集まってくるだけでも意義がある、大変にやはり重いものだという風に感じ取っております、決してこの火を絶えしてはいけないと思います。只今、申し上げましたように本当に実際の体育祭の中身については一部の方しか参加が出来ない、それから参加をしていない、さらには又各行政区、各組の体育委員さん

達が選手集めに大変苦勞をしているこんな話しもお伺いしますので、そろそろこの中身の検討をですね、思い切って考えられたら如何かなと思うんですよ。まして年寄りの方、高齢者の方がかなり増えておりますから、今そういった方の自由に参加できるような競技もいくつかもありますけども、まだ最後の一番その花になるのがリレーであったり、ムカデであったり、そういう競技についてはやはり人を選びますから、選手の方は大変かなと、選手監督の方は大変な思いをしているかなと。もう少し全般に気楽に参加できるような中身、あんまり体育祭に拘らなくてもいい、もしかしたらゲーム大会なんかでもいいのかも知れませんが、そういったものの中身の検討が是非必要だと思うのですが、教育長のまず考え方を伺いたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育長。

○教育長（松田 剛教育長）私は今、副議長が言われましたですね、町民体育祭は今は、本音としては続けたいと。で今ほど言われましたように最近は微増ですけど若干増えている雰囲気がありますし、そんななかで、私ども事務局と体育指導員とですね、色々と一人でも多くの人が参加できて又、尚且色々な競技に親しみやすいと言う事で競技をいろんな方の高齢者も参加できる形を取っています。ただ問題はそんななかでいくと約今回で35回目ということで体育祭の為の体育委員会議をやりますと、なかなか選手集めが大変だという話しを聞きますけど、なかには最終的に当日になると結構盛り上がり、たまたま私どもが入っている橙組みはですね、当日参加した人の一人でも多くの人が一つの競技に出れるような形を取ってやっていますので、オレンジ組だけじゃないんでしょうけど、他のチームもそういう形でやっているの、とりあえず当面やって行きたいと、そのなかでは、色んな形で町民が一人でも多く参加できるための方策を事務局と体育指導委員の先生方とでもっと練って行きたいという考えを持っていますので、当面の間はまだやって行きたいと、なかなか体育祭が終わった後にですね、先般反省会議をやりました。中ではもう少し高度な競争を仰ぐような種目をやったらどうだという方もおりましたし、逆にもっとレクレーシヨンの形でやるべきだと言う人もいましたので、ここら辺の関係も十分に又事務局と体育指導員の先生方と十分に煮詰めて来年は一人でも多くの参加がいただけるような町民体育祭に向けて行きたいという願望がありますので、是非又色々なご意見を頂ければと思っています。

○議長（杉本邦雄議長）はい、津川議員。

○1番（津川均 議員）一人でも多くの方が参加をしてほしいと言う事で御座いますし、今、まだですね一つの行政区だけが参加をしてもらえていない。そこの方にお伺いしますと、その聞きに来いと、なぜ出ないのか聞きに来てほしい。ただ出てください、出てくださいじゃなくて、なぜ我々が出なくなったのか、その辺の理由、

誤解をされている所もちょっとあるみたいだし、こっちが思うこともある、だから是非聞きに来て欲しいんだけど、聞きに来ないと言うのですね。それと併せて、例えば今日園長も来ておられますけども、和風園あたりは結構体が健康な方も大勢いらっしゃいます。そういった方達も多分参加したいんだろうなと思うんですけども、なかなか町内会の中へ入ってくるような場所が無いわけですね、ああ言う人たちは、そういった方たちも参加できるような何か方法ももう少し検討してみる必要があるのではと思うのです。今言われるように、体育指導員さんとか体協の役員だとか、そんな人たちばかりの話を聞くばかりではなくて、もう少し色々な方向の方から話しを聞く必要があると思うのですが、そういった考え方は如何ですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育長。

○教育長（松田 剛教育長）是非一人でも多くの人に参加して頂きたいと言う事なので、過去、副議長もご存知のように、一つの部落、そこら辺の関係で、参加したくないとか、しないとか話もありましたし、何年間か苦勞した関係もありますので、是非今の副議長のアドバイスにおいて、是非これから来年に向けて、今日から出発ということで是非、来年は町民の半数位が出れるような形にもって行きたいと言う事で努力したいと思っていますので、よろしく願いしたいと思っています。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですね。次に10番渡邊議員。教育施設整備

について今後どう考えているかを、質問してください。

○10番（渡邊 敏昭議員）10番渡邊敏昭です。教育施設整備について今後どう考

えるかについて、教育長にお伺いします。まず今年の6月の教育長の教育行政報告の中で教育施設整備検討委員会というものを設置しますとうたわれておりました。その進行状況と出来ましたらその委員会の決定力と云ったら大げさかも知れませんが判断依存度をお聞かせ頂ければそのように考えております。

二つ目に高穂スキー場の件です。18年度の決算特別委員会の意見書にもあったようにトイレの改修だけでも必要なのではないかという事だったと思いますが、今回の補正にもあがって来ていません。もうすぐシーズンが来るように思いますので、どのように改修を予定しているのか、お聞かせ下さい。

三つ目に化石体験館が生まれ変わってオープンしました。町長の執行方針にもあったように折角幌新に持って来たのだから、ほたる館とのタイアップによって相乗効果を期待したいという事でしたけども、どのような事を考えているのかお聞かせ下さい。

以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育長。

○教育長（松田 剛教育長） えーまずあの教育施設整備検討委員会の関係なんですが、一応委員は7名とで、今渡邊議員さんから質問ありましたように、この検討委員会の目的はですね、教育施設整備に関する整備計画の実施と運営とを検討すると言うことで、この検討委員会で決定するものでなく、ここら辺の関係で検討委員会で検討した

事を最終的に教育委員会に答申をする形を取っています。実際に8月、今日現在です、一応5回の検討委員会を開催しております。それで、特に今の関係で行きますと、高校の跡地ですとか、それから教育施設全般、幼小中の関係とか全てやっていますので、最終的には10月の始めにですね、中間答申を出したいという考えを持っていますので、ここらの関係で7名の委員さん方におかれまして、一応委員会それから視察研修も行っていきますので、10月にですね、中間答申とそれから概ね予定では、12月末位にはですね、検討委員会の諮問を教育委員会に提出したいと考えております。

それから、2番目のですね、高穂スキー場の関係はですね、決算特別委員会ですか、予算委員会に出ていた改修の関係ですけど、この関係はですね、正直言って今回の9月の補正予算では出しておりません。多分あの各議員さんにもですね、明日各議員さん全員ですね、ご足労頂いて高穂スキー場を見ていただいてその後私も町が色々検討している形をご説明しましてその後、ご意見を頂いて色々なことで総合的に判断したいと言うことで、今日渡邊議員さんから質問の回答というのを、明日に代えさせて頂きたいと思っていますので、ご理解頂きたいと思っています。

それから、化石体験館の関係ですが、7月にですねオープンしまして、今一応開館時間は10時から16時と管理規則で決めておりますけど、一応通年来年からは予定では、大体4月29日の昭和の日から大体11月3日の文化の日あたり大体160日間かなと感じています。今回渡邊議員さんからありましたように、温泉の泊まった人が化石体験館を見学する場合に例えば朝早く見たい、それから開館時間が10時だとチェックアウトがゆっくりされた方だといいいでしょうけど、例えばチェックアウトが8時にして8時から9時位まで1時間あるんだと、その時に実際に体験館を見学したいとそしてそれから帰るんだという事もありますので、そこら辺もですね、事務局と温泉とですね話しを今している最中で是非、あの今年色んなオープンしたばかりで色んな形でこう不備な点もあるのでそこらへんの関係も十分今年もうそろそろ後1ヶ月半ぐらいなので十分そこら検証して来年に向けて行きたいなと、ちなみに今年もですね、化石体験館見学だとかの形です、既に8月現在で、去年のオーバーしまして、大体40団体位で1,500名位の方がうちの化石の体験学習に来ていますので、それを併せて温泉にも相当泊まっている形もありますので、そこら辺も踏まえながら来年に向けてですね、是非規則で決められますので、開館時

間だとかは、それと多少若干管理人の雇用の関係もありますけど出来るだけ一人でも多くの人が沼田町に来たときに、うちの夜高もそうですし、ほたるもそうですけど、そこらへんの関係で是非ほたる館の関係で来られている宿泊されている方と相乗効果を出来る形を取って行きたいという考えを持っていますので、ご理解いただければと思っています。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡邊議員。

○10番（渡邊 敏昭議員）教育長から色々検討しているんだと言うことでお話しが御座いましたけども、私の方もその化石館の件に付きましては実際に泊まってみて感じた事なんで今教育長がおっしゃるように宿泊した人が退館前に利用できるような時間帯の設定なんかも是非して頂ければと思います。又、わくし自信も他にもいくつか考えてはいるんですけども、例えばほたる館の利用した方には入場者を半額にするとか、これは議会のほうで設定した価格なのでそんなには簡単には変えられるようなものではないと思いますけども、それら事もどうかと。それから、化石館自体も見せていただきましたけども、もっと建物が高さも高いので立体的な展示をしたり、小物等も引き出しの中にしまっておくような形になっておりますけども、非常にあれはもったいないと言ったらおかしいですけども、折角の資料ですので、ガラス棚なんかを用意して展示したりするような事を考えたらもっと化石館としての幅が広がるのでは考えております。それらのことを含めまして又検討して頂ければとそのように考えていますので、よろしく願いいたします。以上で結構です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、意見でよろしいですね。はい。

以上で教育長に対する一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終了いたします。ここで暫時休憩致します。4時まで休憩いたします。

15時46分 休憩

16時00分 再開

（一般議案）

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。日程第16、承認第65号。平成20年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい。議案第65号、平成20年度沼田町一般会計補正予算について。平成20年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成20年9月11日提出、町長名でございます。別冊の一般会計補正予算第3号1頁をお開き願いたいと思います。

[以下、別冊補正予算1頁を朗読(第2項省略)]

○財政課長(辻山典哉課長) まず10頁歳出の方をお開き願いたいと思います。まず歳出であります。歳出の9月補正の主なポイントについて前段お話を申し上げたいと思います。まず1点目は沼田厚生病院の損失助成補助金1億5,117万5千円を計上したこと。2点目には農産加工場の第2工場の改修事業経費2,680万7千円を計上したこと。3点目には税源移譲に伴います所得変動にかかる個人住民税の還付金414万3千円を計上したこと。4点目には北海道が行っております地域再生チャレンジ交付金450万円の採択によります財源の組み替えを行ったこと。こういった内容が今回の補正の主なポイントになってございます。

それでは歳出の2款総務費であります。10目の振興費63万3千円の追加補正でございます。これにつきましては企業誘致経費の増額等でございますが、企業誘致活動につきましては、北海道施策の地域再生チャレンジ交付金、これが350万円採択をされました。このことによりまして、事業費の調整を図ったものでございまして、財源につきましても基金から道支出金へ組み替えを行ったものでございます。9節旅費であります。27万円の増、これは誘致活動の拡充によります増額でございます。需用費につきましては、修繕料で15万8千円、工業団地にございます企業名の看板、これの差し替えの経費を計上したものでございます。次に20目の移住定住促進費であります。ここでは補正額は出てございまして、財源の組み替えのみでございます。これにつきましては、本年度の政策でございました沼田町で社長になりませんか事業、これが先程と同じくチャレンジ交付金に採択をされたことによりまして、一般財源から道支出金へ財源を振り替えたものでございます。続きまして2項の徴税費、2目の賦課徴収費であります。414万3千円追加を致してございます。これにつきましては、平成19年度の税源移譲は、移譲の前後で税負担は基本的には変わらないと、こういう制度設計になっている訳でございますが、退職などによりまして19年中の所得が著しく減りまして、所得税がかからなくなった方、こういった方は住民税の増加の影響のみを受けてしまいまして、税負担が相殺されないという格好になる訳でございます。この制度の不備を補う為の救済措置でありまして、法的な特例制度でございます。税源移譲によって増加をした住民税部分これを還付するものでございまして、町民税と致しまして227万2千円、それから道民税分では187万1千円、合計414万3千円でございます。財源につきましては、道民税にかかる187万1千円につきましては道からの委託金の増額を財源としているものでございます。

次の頁をお開き願いたいと思いますが、3款民生費であります。4目の障害者福

祉費 136万8千円の補正であります。23節の償還金利子及び割引料でございますが、過年度分にかかります国庫負担分の精算によります負担金の返還金でございます。8目のグループホーム費 179万8千円の増額であります。これにつきましては、グループホームの職員1名退職に伴いまして、臨時職員を1名採用してございまして、これにかかります共済費及び賃金の増額でございます。18節の備品購入費につきましては37万8千円、ストーブ等修理不能ということでございまして、これらの備品の購入費用を計上したものでございます。

続きまして4款衛生費、1目保健総務費であります。補正額 1億5,117万5千円であります。負担金であります。記載のとおり沼田厚生病院の損失助成補助金でございます。厚生病院の経営の経常損失で1億5,765万2千円が経常損失であります。特別損失が57万9千円、これにつきましては固定資産の除却損でございまして、トータルしまして損失が1億5,823万1千円これが損失の総額でございます。そこから沼田町が運営費の補助金として出しております700万円、これをまず控除してございます。更に厚生病院が旭川医大から臨床研修医の受入としての助成を受けているということで、それを財源にしています。それが5万7千円。それをプラスしまして、控除が705万7千円となる訳でありまして、1億5,823万1千円から控除する金額705万7千円を差し引いたもの、これが1億5,117万4千円でございます。しかし助成の要請額が1億5,117万4,150円という要請額でございまして、結果的に千円上積みを致しまして、補正額が1億5,117万5千円という風になるものでございます。

次の頁をお開きを願いたいと思います。6款の農林水産業費、6目の農業総合対策費であります。87万3千円を追加をしたものでございまして修繕料でございます。生ゴミ資源化設備のタイマーがありまして、このタイマーに不具合が生じておりまして、運用に支障を来しているということからこれを修繕をするものでございます。次に8目の農産加工場製造費であります。2,680万7千円を追加をしたものでございます。パッケージシステムが五ヶ山の方へ移転するということによりまして、当該建物を農産加工場の第2工場として整備するものでございます。従来ラインの入れ替えにより非効率的な生産対応を強いられておりましたけれども、今回この第2工場を主として、レトルト或いは惣菜こういったような部門としての工場として新たな受注も可能とし生産能力をアップさせるというものでございます。そのことによりましてまず賃金であります。120万円人夫賃としての増をみてございます。第2工場の操業によります人員増をみてございます。11節の需用費であります。140万2千円、消耗品それから修繕料、これらにつきましては新たな操業にかかる経費増でございます。15節については工場の改修工事一式でございます。18節備品購入費 100万円あります。新たな工場に設置いたします

器具、格納庫或いは作業台、それから洗浄層こういった機械器具の購入費用でございます。なお、売上を今後700万増として見込んでいるものでございます。続きまして13頁をお開きを願いたいと思いますが、15目の就農支援実習農場運営費でございます。補正額は出てございまして、目内予算の組み替えとなっているものであります。実習農場につきましては当初実習生を12名ということで計画し、予算をまとめたところでございますけれども、7月から8月までの実績が3名であるということから栽培管理等に要する経費が結果的に嵩むことになった訳でございます。かかる実習手当を減額し、更に椎茸の菌床の入れ換え、原材料費の130万9千円でございますが、1回分を減らしまして管理経費の財源を捻出をしたものでございます。

続きまして9款消防費、2目の防災費であります。37万9千円の増額を致しました。備品購入で34万7千円でございますが、駅前に建設されますハスコート沼田1、この10戸分の防災無線の購入設置経費を計上したものでございます。

続きまして14頁であります。10款の教育費、1目教育委員会費でございます。59万3千円を計上致しました。財源が全額国、道支出金となっているものでございます。これにつきましては文科省が学校支援地域本部事業という事業を本年度盛り込みまして、この事業を文科省から北海道へ委託がなされているものでございます。更に北海道が市町村へ採択をするものでございまして、事業の目的につきましては地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することによりまして、教員や地域の大人が子供と向き合う時間の増加、及び住民等の学習成果の活用機会の拡充、地域の教育力の活性化を図るというものでございまして、委託期間は3年間でございます。そんな中でまず8節の報償費でございます。39万9千円を計上してございます。まず地域教育協議会の委員の謝金でございます。地域教育協議会につきましては教育委員会と連携を致しまして、学校支援ボランティアの養成講座等の開催、或いはどんな支援が出来るのかを検討し、事業の企画立案、更に定期的事業の見直し、反省を行って学校支援ボランティアを発掘し人材バンクを作成すると、まあこういった業務を行う協議会の設置、委員が15名でございますが、うち13名分の謝金をみているものでございます。次に地域コーディネーターの謝金でございます。36万円を計上致したものでございます。コーディネーターにつきましては、人材バンクに登録された学校支援ボランティアの調整、或いはボランティアの派遣、まあこういったコーディネートする業務を行うものでございます。旅費でございますが普通旅費で1万4千円でございますが、これは事業成果の報告会の出席の旅費でございます。11節の需用費でございますが、これにつきましては会議経費或いはボランティアの募集チラシ印刷こういった経費を計上したものでございます。役務費につきましてはボランティアの保険、或いはチラシ折込、会議案内経費こういったもの

の計上でございます。総額59万3千円の事業となっております。次に2項小学校費3目スクールバス費でございますが、170万1千円を修繕料の増として予算計上致したものでございます。平成4年に購入を致しました57人乗りの東予線スクールバスでございますが、エンジンのシリンダーライナーの穴開きによりまして、燃焼室に水が溜まりましてエンジン始動が出来ないということから、これの修繕を行うものでございます。続きまして、5項社会教育費の4目化石体験館費であります。化石体験館の整備に伴います執行残、こういったものの整理によるものでございます。

続きまして15頁、次の頁をお開きを願いたいと思います。12款諸支出金、18目消防施設整備基金費であります。45万円を計上したものでございます。これにつきましては、指定寄付の積立金で増したものでございますけれども、沼田消防創立100周年記念事業の実行委員会の開催に伴いまして、残余金が生じてございまして、この残余金を指定寄付として受け入れて積み立てを行うものでございます。以上が歳出の内容でございます。

続きまして7頁の方に戻っていただきまして、歳入補正でございます。まず11款地方交付税、1目地方交付税であります。1億7,387万4千円を今回追加を致したものでございます。交付税につきましては、それぞれ歳入予算、事業特定財源となるものをそれぞれ充当をして、それでも不足する部分について地方交付税を増額して収支の均衡を計ったものでございます。

次に15款の国庫支出金であります。3項委託金の3目農林水産業費委託金99万5千円、農業費の委託金であります。国営の農地再編整備事業調査委託金として99万5千円が増額決定になったということから、これを予算計上致しまして職員の人件費に充当されるものでございます。

16款道支出金、2項道補助金の1目総務費道補助金であります。450万円、これを歳入増としてございます。道施策でございます地域再生チャレンジ交付金、これに先程歳出でご説明申し上げました企業誘致活動に350万、それから北海道沼田町で社長になりませんか事業に100万、これが採択をされたものを今回予算計上したものでございます。次の頁をお開き願いたいと思います。道支出金の3項委託金、1目総務費の委託金であります。187万1千円、徴税費の委託金として収入増するものであります。これにつきましては先程の税の方でお話致しました所得変動に伴います住民税の還付にかかる道民税分の還付財源として受け入れるものでございます。次に教育費委託金であります。59万3千円、新規なものでございます。学校支援地域本部事業委託金として道から再委託を受けた当該事業の財源にあたるものでございます。

次に17款財産収入、2項財産売払収入の3目生産物売払収入で700万円の増

であります。農産加工品の売払収入で700万円の増額をみたものでございます。第2工場の整備によります操業の効率化拡大による売払いの増というものを見込んだものでございます。

18款寄付金、7目の消防費寄付金45万、消防施設整備基金の指定寄付金として45万を受け入れるものであります。消防創立100周年記念事業の実行委員会の解散に伴います残余金の寄付分の受入でございます。

続きまして次の頁9頁をお開き願いたいと思いますが、19款繰入金の5目企業等誘致推進基金繰入金282万1千円の減額でございます。これにつきましては、企業誘致事業につきまして、当初この企業等誘致推進基金を財源として充てていたところでございますが、地域再生チャレンジ交付金の採択を受けたことから財源振替を行いまして、基金の充当を取り止めるものでございます。以上で歳入歳出補正の説明を終了させていただきます。よろしくご審議をお願いを申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）6番、上野です。今あの農産加工場の関係でちょっとお聞きしたいんですけど、700万円の増収になって加工施設を新たに改修することによって増えるという説明なんですけど、この利益が先程の全員協議会の中で375万円があって約7年で元は取れるという説明があったんですけど、これはあの、色んな維持管理費も全部込みでこういう数字が出ていると信じたいんですけど、平成19年度の売上から考えると本当に大丈夫かなという心配なのと、第1工場となるんですかね、今度、その第1工場の改修はこれに入っていないと思うんですけど、恐らくかかってくるのではないかなと、それは無いのかというのを確認したいのと、第1工場が雪により工場、事務所それぞれ折れて、管理上ちょっと私が見てたなかで管理上まずくてああいう風に折れて、それはまあ保険で直ると思うんですけど、その辺のことも加工場として今後どのようにするか、またその周りの環境面についても私もちょっと気になる環境が悪い面、今のすでに見られますので、そういう食品を作るハザップだとかISOを取ろうという気持ちがあるのであれば、もう少し加工場を食品を作る工場としてきちっと管理をしていかないと、数字だけを出してもちょっとあの私はこの予算のなかでは心配でないかなと思うんですけど、その辺をお聞かせ下さい。

○議長（杉本邦雄議長）農業振興課長。

○農業振興課長（生沼篤司課長）はい、今年度この改修を行うことによって700万円ほど増額出来るであろうという風にみております。それで、1年間ですね、まあ来年21年度以降の総体でいきますと、今年度は700万円ですけど、2,500万くらいの売上増をみていきたいということで、先程そのうちの利益率、或いは

償還に充てている経費、そういったものをひっくるめまして大体15%くらいみれるであろうと、まあそれで2,500万の15%で375万というものをいわゆる償還分として考えていけるだろうと、まあ7年弱で元が取れるんでないかと、まあそんな説明をさせていただいたところでございます。今年の700万もですね、すでに色んな方面からの打診と言いますか、受託業務の打診なんかも来ておりまして、そういったものを積み上げたものでございます。まあただ、きちっと契約して受託が決まったという訳ではございませんけれども、色々これまでのやりとりの経過などから、今年度についてはその程度の売上増を見込めるのではないかという、そういうことで予算を立てたものでございます。

それと第1工場の改修についてですが、本年は本当であればもう少しやりたいところもあったんでございますけれども、特に今年慌ててやらなくても良いだろうということで、明年以降に持ち越しをしようかと、例えばペンキ塗りですとか、まあそういったところが中心になりますけれども、まあとりあえず今年についてはまだ慌てることは無いだろうということで、予算的には載せてはございません。

それともう1点、いわゆる工場の周りが乱雑ではないか、或いは衛生面に問題が感じられるような、そういった状態ではないかというそんなご指摘かと思います。私も時々と言いますか、頻繁にですね、工場の周りを見ておりまして気の付いた時にはゴミを捨てる、或いは草を刈る、まあそういった指示もしている訳でございすけれども、たまたま例えば今の時期なんかを申し上げますと、非常に猫の手も借りたいぐらいの状態ですね、出てきたゴミをですね、プレハブの中に一時仮置きしておくとか、或いは草が伸びてきたのも本当は刈りたいんですけども、なかなか今ちょっと手を出せないという、まあそんなことも実際無いとは言えない状態にも見ておりますけれども、まああの常々ですね、周りの衛生管理については気を配っているところでもございますので、現在そういった状況でそんなものが見られるとしたら、それについてはちょっとご理解をいただきたいなということでございます。

○6番（上野敏夫議員）屋根の関係は。

○農業振興課長（生沼篤司課長）第1工場の屋根が折れているということですか。

○6番（上野敏夫議員）はい。

○農業振興課長（生沼篤司課長）いや、それはちょっと私把握しておりません。

○6番（上野敏夫議員）いや本当にあの、事務所と工場の屋根が折れているので、今年の大雪にもしかなったときには、早めに保険を使ったなかで修理した方が良いと思います。是非課長見てみて下さい。

○農業振興課長（生沼篤司課長）分かりました。ちょっと確認します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次に絵内君。

○5番（絵内勝己議員）5番、絵内です。あの今日の午前中に課長の方よりそれぞ

れご説明いただいたところでありますけれども、私はこれだけの巨額のお金を使う
んでしたら、前段で申し上げましたけれども今の倉庫のところの横に1千万以内く
らいで軽量の物が出来るんじゃないか。そしてそこで工場を増設した方が良いんで
ないのかなとそんな感じをしています。私あのこの加工場の増設には大賛成であり
ます。ただその作る場所がですね、今やろうとしている工場はご案内のとおり基礎
が1mも高いそんな状況ななかで、それぞれお金をかけてこれだけの巨額な金をか
けてやろうとする訳ですので、どうもその辺がやりづらい面もあるんでないのかな
とそんな感じをしております。それと併せてですね、事務所がこっちの方に持って
いかれてしまいますと、今沼田町の加工場で主流と言いましょうか、一番多くの品
物が入ってくるのはトマトだと思うんですけれども。今ちょうどトマトが盛んに工
場で処理しきれないほどどんどん入って来ているのが今現状なんですけれども、事
務所から見えた状態であれば割りと事務所のなかから組合員が来たら、そんななか
から出て来て、そして対応していただけるんですけれども、こっちの方に事務所がな
ってしまいますと、こっちに事務所があった時も私もトマト作っておったんですけ
ど、自分で携帯で加工場に電話して来てもらう、そんな状態が度々ある訳なんです
よね。いつでもかつでもいつ来るか分からない農家の人のためにそこにうろうろ立
っているということには当然ならない訳ですよ。そんなことを考えた時に、事務
所を今度新しく改造するというその内容においては、それぞれ良くなるのは分かる
んですけれども、使う利用の面においてどうも必ずしも全てベターでないのかなとそ
んな感じをしております。それであの、同じ金をかけるんでしたら、ここに工場を
直すのになぜこんなに金がかかるのかと思うくらい高い感じが、まあ素人なんで大
変失礼な言い方なのかもしれませんが、第2工場の工場の備品関係が100
万程々であとの事務所等の改造するのに2,200万から金がかかる。なぜそんなに
金かかるのか、私は素人なので大変分からないで質問していること自体が失礼とも
思いますけれども、その辺の内容をちょっとお知らせ出来る範疇で良いですから、
お知らせいただければと思います。

○農業振興課長（生沼篤司課長）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、農業振興課長。

○農業振興課長（生沼篤司課長）今回改修費に2,200万ですか、改修と言いま
すか、工場の改修ですね。ですがあの、実際私どもも今回の改修と言いますか、常々
考えておった農産加工場の製造能力アップをどうやってなすべきか、その事を考え
てきた、色々考えてきた経過がございまして、例えば今の倉庫の中を一部こうい
った仕事の出来るように区切ってやったらどうかですとか、或いは今絵内議員さんお
っしゃられたように南側に新たなものを建てたらどうか、建てないまでもにしてもプ
レハブを持ってきてその中でやれるような方法も無いだろうかとか、色々検討して

きた経過がございます。それであの、例えばですねプレハブ小屋を置いて、今ここでやろうとしているような設備をしたとしてもですね、2千数百万円かかるという見積もりが出たということもございます。それとそこにプレハブではなくて本式の工場を建てば場合にどうなるのかということも、あらあらですけども見積もりをしますとですね、やはりあの行政が建てる工場となりますとあまりおかしいことも出来ないと考えますと、6千万、7千万経費がかかるという風に試算がなされたところでございます。今回のこの改修によってですね、私ども1年間の売り上げ増2,500万くらいは見込みたいというお話をしておりますけれども、いかんせん相手があつての話ということもございましてですね、それだけ5千万を超えるようなお金をかけて、それが果たして良いのかどうなのか、この辺も非常に不安に感じるところでもございまして、差し当たり今打診のあるような業務に対応するためには、とりあえずこう言ったかたちで暫く凌ぐといえますか、様子を見るということで、まあそのことが一番ベターではないかという、まあそんな考え方をしたものでございます。それであの今パッケージの工場もですね、例えば倉庫に使えないのかというお話もあつたりもするんですけれども、あそこは元々事務所として作った建物でございまして、天井が低いと。いわゆる低い状態でダラダラと置くようなことになりましてですね、そう考えますと倉庫として使うには非常に不便と言いますか、現実的ではないということもございます。そんなこともありましてですね、一番今の状態を考えてベターだろうという方法を今回ご提案申し上げたところでございます。それと、事務所の関係なんですけれども、確かにあのいわゆる裏側に今度なるわけですから、荷物の受払い、非常に不便が出るのではないかなというようにご指摘も一部、一理あるのかなという風に思いますが、あっちにもこっちにも人のいるような場所を作るということになると、経費的なものもございますし、その辺あのなるべく原料を搬入される生産者にはご迷惑をかからないようなかたちを今後も考えていきたいと思っておりますので、この点についてご理解を賜りたいと思っております。

○5番（絵内勝己議員）議長。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内君。

○5番（絵内勝己議員）あの、今課長の話で理解をしなくてはいけないのかなとそんな風に自分に言い聞かせているところなんですけれども、この工場で今昼前にくれた、全員協議会でくれたこの図面によりますと、工場を今のそのままの状態で改築するんですか、それとも床を上げたり下げたり、そんなこともするからこんなに金額が高いんですか、なんなんですか。それと事務所をどうしてもこっちに置きたいのであれば、これは一つの案で是非絶対やってもらいたいんですけども、トマト持って来た時に事務所から見えない状態になってしまいますんで、そこから直通の電話というか、事務所と直通の電話を絶対付けていただかないと、1回1回、携帯持っている人

は良いですよ、女の人が来た時にどうやって連絡をしたらいい、一々行かなければいけない、そして工場の人だって忙しくて、受入する女の人なんか当然対応は出来ない訳ですんで、そういったことを考えた時にそれなりに不便さを出た場合においてはそんな風な対応を是非やっていただかないと駄目だと思うんですけども、いかがですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、農業振興課長。

○農業振興課長（生沼篤司課長）ちょっとあの先程の質問漏れがございまして、大変失礼致しましたけれども、改修にかかる経費が高いんじゃないかというご質問ですが、全体で2,200万のなかにはですね、一番大きなのがですね、項目ごとに分けて大きいのが、中の機械設備、これが約700万超ございます。冷蔵庫ですとかボイラーですとか、バキュームのポンプですとかですね、そういったものを整備しなければいけないということで、それに700万超かかるということ、それと今の施設は元々水を使うようなかたちになっていないですから、給排水設備或いは油を引っ張ってくる給油設備、そういったものにも約300万くらいかかるということでございます。工場のいわゆる先程お配りした図面の右側、いわゆる工場部分に多少そういったお金はかかりますけれども、先程申しましたようにとにかく支出、かかる経費を最低限に抑えたいということもございまして、事務所ですとか包装室ですとかそちら側についてはほとんど手をかけないようなかたちの設計にしたいなという風に考えておりますんで、この点についてもご理解を賜りたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内君。

○5番（絵内勝己議員）あの、まあそれなりの理解をしなければいけないと思うんですけども、その事務所とその今トマトを受入するところとの電話を是非ね、今このまま続行するとなれば、組合員の私も今トマトを作らせてもらっている一人なんですけれども、不便でしょうがないんです、はっきり言って。前にそうだったんですけども、一々電話をするか事務所まで行かなくてはいけないっていうのが現状ですので、直通の電話というか簡単なものでもいいですので、それは是非付けていただかないと本当にどうしょうもなくなるなとそんな感じをしております。それとこの数字の中に出てきている備品っていうのは何なんですか、備品というのは100万円は作業台だとかそういったものなんですね、これね。そのことを是非お願いをしたいとそんな風に思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、農業振興課長。

○農業振興課長（生沼篤司課長）ちょっとそのあたりですね、どういったかたちが良いのか、まあとにかくご不便のかけることのないような工夫は考えていきたいと思っておりますんで、ご理解を賜りたいと思います。備品の関係はですね、100万円みておりますが、これについては例えば器具の格納庫ですとか、大きいのはロッカーですとか、そういうあの、いわゆる中で使う包丁だとか、そういったものを格納す

るスペースと言いますか、入れ物ですね、そんなものですとかロッカーですとか、そういった食品衛生法上備えておかなければならない最低限の備品ということで考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）いいですか。

○5番（絵内勝己議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）他に質疑ありますか。

○町長（西田篤正町長）ちょっと休憩して下さい。

16時37分 休憩

16時39分 再開

○議長（杉本邦雄議長）はい、その他に質疑ありますか。はい高田議員。

○3番（高田 勲議員）3番、高田です。9款消防費ですが、駅前のハスコムが建てている住宅に防災無線の購入費が少ないですが30数万充てられています。あの、元々最初防災無線を付けた時に比べたら戸数も減っていると思うんですが、新しい住宅なので新しいものを買うのか、それとも今までこういう場合だったら全部新しいものを付けているのか、古いやつはどこに行っているのか。あの役所の近くで今週になってから1軒木造の住宅が解体されましたけれども、あそこにも多分防災無線付いていただろうと思うんですけども、そういう防災無線はどこにどうなっているのかご質問致します。

○議長（杉本邦雄議長）総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）今、高田議員は言われるようにですね、設置するときには無料でということで、設置させていただいております。それで、古くなったやつとかそういうものはどうなっているのかというご質問でございますけれども、何年も使っていて色が変わってるとか、接触不良だとかということで使えなくなっているのが現状でして、役場に今予備としてございますのはそういう接触不良だとかというときに代替で貸しているものぐらいしかないんですよ。それで今ハスコムの関係で新しくということなんですけれども、そこにそういう古いものをやるのはどうかという話がありまして、まああの経年使っているものについてはですね、またそういう不具合が出て困りますので、今回新しく備品を購入させていただくというかたちで進めてございます。決して予備が、在庫があるから、なおあるのに関わらずそういうものを購入するということでは決してございませんので、そういうご理解のほどよろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田 勲議員）この間壊した住宅のやつはどうしたんですか。確認したん

ですか。

○総務課長（金子幸保課長） どの。

○3番（高田 勲議員） 郵便局の横に1軒あった住宅が解体になっているんですけど。

○総務課長（金子幸保課長） 今の関係については私承知しておりませんが、一応あの貸与というかたちにしてございますので、戻してもらうというかたちにはなっています。農家の方だとかそういう離農されて取り壊すだとか、市街地区でもですね、そういうものは返してもらっているというかたちにはなってます。

○議長（杉本邦雄議長） はい、よろしいですね。その他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第65号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長） 再開致します。日程第17、承認第66号。平成20年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長） はい。議案第66号、平成20年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成20年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成20年9月11日提出、町長名でございます。別冊介護保険特別会計補正予算第2号をお開き願いたいと存じます。1頁でございます。

〔以下、別冊補正予算1頁を朗読（第2項省略）〕

○住民生活課長（栗中一弘課長） 5頁をお開きをいただきたいと存じます。今回の補正予算につきましては、歳出におけます保険料の返還等のための科目間の増減でございまして、歳入についての変更はございません。内容でございますけれども、4款基金積立金でございますが、1目の介護給付費準備基金積立金5万8千円の減額でございます。19年度繰り越し分の基金積立金を減額致しまして、諸支出金の財源とするものでございます。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者還付金2万円の増額でございます。これにつきましては、住民税の過

年度分の修正申告をされた方がございまして、この方の修正分5年に遡って修正をされてございます。その分3年分は時効にかかりますが、2年分が時効にかかりませんので、かからない分2万円を還付するというものでございます。2目の償還金でございますけれども3万8千円の増額、過年度分の介護給付費等の精算にかかります返還金の増額となってございます。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第66号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。日程第18、承認第67号。平成20年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）はい。議案第67号、平成20年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について。平成20年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成20年9月11日提出、町長名でございす。別冊後期高齢者医療特別会計補正予算第2号1頁をお開きをいただきたいと存じます。

〔以下、別冊補正予算1頁を朗読（第2項省略）〕

（「朗読省略」の声あり）

○住民生活課長（栗中一弘課長）5頁をお開きをいただきたいと存じます。今回の補正予算につきましては、保険料の軽減を拡大するなど制度改革に関わります広報送料につきまして、北海道広域連合の方から事務費が交付金として交付されることによります収入の増、並びに広報等にかかります支出額の増額に伴う内容の補正予算となってございます。歳出でございすけれども、1款の総務費、1目の一般管理費16万3千円の増額でございす。需用費と致しまして12万3千円、封筒の

購入それから印刷の用紙代、消耗品の増額、更に広報誌の印刷、製本・・・。

(「説明省略」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第67号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(終了時間の延長宣告)

○議長（杉本邦雄議長）ここで会議時間は5時でありますけれども、選挙等ちょっと時間がかかる可能性がありますので、追加議案が終わるまで本日の時間を延長したいと思います。

(北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙)

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。日程第19、選挙第2号。北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。この選挙は町村議会議員区分において候補者が選挙の定数1人を超える2人となり選挙が行われることになったものです。当選人は北海道後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により全ての町村議会の選挙における投票総数により当選人を決することになります。したがって会議規則第33号の規定に関わらず、選挙の結果は有効投票のうち候補者の投票数まで報告し、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

(議場出入り口の閉鎖)

○議長（杉本邦雄議長）只今の出席議員数は10名です。次に立会人を指名致します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に1番津川議員、2番横山議員を指名致します。投票用紙を配布致します。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙の配布についてお願いします。

(投票用紙の配布)

○議長（杉本邦雄議長）投票用紙の漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票箱を点検致します。

（投票箱の点検）

○議長（杉本邦雄議長）異常なしと認めます。只今から投票を行いますので、記帳をお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）只今から投票を行います。投票用紙に選挙人を記載のうえ点呼に応じて順次投票をお願いします。只今から投票を行います。点呼を命じます。

（議会事務局長により点呼及び投票）

○議長（杉本邦雄議長）はい、投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。津川議員、横山議員の立会をお願いします。

（津川議員、横山議員の立会によりの開票）

○議長（杉本邦雄議長）開票の結果を報告致します。投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 です。有効投票のうち松井宏志、鶴居村議会議員 7 票、渡辺正治、余市町議会議員 3 票、以上のとおりです。会場の出入り口を開きます。

（議場出入り口の開扉）

○議長（杉本邦雄議長）以上のとおりです。この開票の結果を当職から北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長に報告致します。ここで暫時休憩を致します。

16時57分 休憩

16時58分 再開

（日程の追加）

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今日程 20、議案第 68 他 2 件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって日程第 20、議案第 68 号、沼田町公平委員の選任について。日程第 21、発議第 1 号沼田町議会会議規則の一部を改正する規則について。日程第 22、請願第 1 号、農業用生産資材高騰に関する請願について。以上 3 件日程に追加することに決しました。

（公平委員会委員の選任）

○議長（杉本邦雄議長）日程第 20、議案第 68 号。公平委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）議案第 68 号、公平委員会委員の選任についてであります

けれども、現委員であります吉田正雄氏が健康上の理由で辞任の申し出がありましたので、今回下記の者を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2、第2項の規定によって議会の同意を求めるものであります。記と致しまして住所、沼田町字沼田111番の6、お名前は田島博幸氏、生年月日、昭和26年1月10日生まれ57歳であります。略歴を申し上げますと、昭和47年3月に北海道拓殖短期大学を卒業され、直ちに農業に従事されておりますが、その間平成8年2月から平成15年1月まで沼田町農協の理事、平成15年4月からは沼田町社会福祉協議会の理事などをなされておまして、人格識見とも公平委員として適任と考えましてご提案申し上げますので、承認についてよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第68号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

（発 議）

○議長（杉本邦雄議長）日程第21、発議第1号。沼田町議会会議規則の一部を改正する規則を議題と致します。ここで提案理由の説明を求めるところですが、この際説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認め、説明を省略することに決しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。発議第1号は、原案のとおり決することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(請願の採択)

○議長（杉本邦雄議長）日程第22、請願第1号。農業用生産資材高騰に関する請願についてを議題と致します。本請願については会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって請願第1号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。ここで紹介議員より説明を求めるところですが、この際説明、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。請願第1号は、採択すべきものと決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択すべきものと決しました。

(日程の追加)

○議長（杉本邦雄議長）議事日程の追加についてお諮り致します。只今採択された請願に伴う意見書案等5件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって日程第23、意見案第5号、農業用生産資材高騰に関する意見書案について。日程第24、意見案第6号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書案について。日程第25、意見案第7号、地方財政充実・強化を求める意見書案について。日程第26、意見案第8号、介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見書案について。日程第27、意見案第9号、

裁判員制度の実施延期を求める意見書案について。以上、日程に追加することに決しました。

(意見案の審議)

○議長（杉本邦雄議長）日程第２３、意見案第５号、農業用生産資材高騰に関する意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出すること決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第２４、意見案第６号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出すること決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第２５、意見案第７号、地方財政充実・強化を求める意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑を省略すること

に決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出すること決しました。

○議長(杉本邦雄議長) 日程第26、意見案第8号、介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出すること決しました。

○議長(杉本邦雄議長) 日程第27、意見案第9号、裁判員制度の実施延期を求める意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出すること決しました。

(閉 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）以上で、本定例会に付記された案件は全て終了致しました。
これにて平成２０年第３回沼田町議会定例会を閉会致します。大変ご苦勞様でした。

１７時０７分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員